

地域福祉活動 実践事例集



はじめに

今年度から施行された生活困窮者自立支援法は、各種福祉制度の狭間で支援を受けられずにいる方々を支援する、制度の枠にとらわれない新たな制度として注目されています。

具体的な事案としては、自立相談支援事業や各種任意事業があり、福祉事務所を設置する自治体が主体となり、直営若しくは委託により実施されています。

自治体では福祉関係部課にとどまらず各課と連携し、主な委託先となっている社会福祉協議会では、地域に根ざした総合的な地域福祉を担うことで培われた独自のネットワーク等を生かし、官の行政と民の社協とが連携し支援しています。

また、NPOや各種社会福祉法人等も、それぞれの強みを生かした支援を行っています。

困窮状態にある方々を支援するということは、画一的な手法では支援の手が届かない方が出てくるなど具体的な手法が定まったものではありません。そのため支援する側には、広く多様な支援者との連携が求められるとともに、常に学び、支え合い、支援の質を維持・向上させていくなど、弛まぬ努力と強い思いが必要となります。

また、制度を血の通ったものにするには、支援する人々の思いや支援を受ける人々の声をよく聞くことなどが大切であり、それらがないと形骸化してしまう恐れもあります。

本事例集は、これら生活困窮者自立支援に係る先進的な取り組みを紹介しています。

多くの方に、具体的な事例等から意義や手法を知っていただき、地域のニーズに応える様々な取り組みの参考としていただければ幸いです。

制度と思いが連動し、一人でも多くの困窮状態にある方々が支えあいのシステムの中で、どこの地域でも等しく支援を受けられ、誰もが自分らしく地域で暮らし、社会参加することができる社会づくりに繋がることを願っております。

最後に、本事例集の作成にあたり、ご協力いただきました関係者の皆様に心から厚くお礼申しあげ、発行のごあいさつとさせていただきます。

平成 28 年 3 月

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

会 長 関 正 夫

自立相談支援に関わる活動

- 地域ケアシステムと生活困窮者支援
 - 土浦市ふれあいネットワーク事業**
社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会 p. 1
- 行政（直営）の取り組み
 - 生活困窮者自立相談支援事業**
ひたちなか市福祉事務所 社会福祉課 p. 7

就労準備支援に関わる活動

- 中間的就労支援の取り組み
 - グッジョブセンターみと事業**
認定特定非営利活動法人
茨城NPOセンター・コモンズ グッジョブセンターみと p.13
- 行政（委託元）の取り組み
 - 就労準備支援事業**
筑西市福祉事務所 社会福祉課 p.19
- 一般社団法人（委託先）の取り組み
 - 就労準備支援事業**
一般社団法人 アイネット p.21

一時生活支援に関わる活動

- 社会福祉施設の取り組み
 - 低所得障害者等への住宅提供事業**
社会福祉法人 博慈会 p.25
- 自立を目指し生活の基礎を整える
 - 低額宿泊施設運営事業**
県内の特定非営利活動法人（施設名非公開） p.31
- 「もったいない」を「ありがとう」に
 - フードバンク事業**
特定非営利活動法人 フードバンク茨城 p.37

学習支援に関わる活動

- 子どもの貧困対策の取り組み
 - 無料塾と子ども食堂**
特定非営利活動法人 NGO未来の子どもネットワーク p.43
- 住民主体でできる補助金なしの取り組み
 - 学習支援『チャレンジ塾』**
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 p.49

地域ケアシステムと生活困窮者支援

土浦市ふれあいネットワーク事業

社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

団体概要

【団体名】

社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

【代表者】

会長 中川 清

【所在地】

土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4F

【電話番号】

029-821-5995

【ホームページアドレス】

<http://www.doshakyo.or.jp/>

はじめに

平成27年4月、生活困窮者自立支援法が施行されました。そこには経済の低成長と、家族の力が弱まり個人がひとりで生活困窮リスクに対面しなければならなくなった時代背景があります。

生活困窮は、原因が複雑で多様化・長期化しており、当事者が諦めや社会的孤立状態にあること、さらには制度の狭間で適切な支援に繋がりにくいことに特徴があります。

土浦市では、高齢者や障害者、生活困窮者を含む全ての要援護者を対象とする「土浦市ふれあいネットワーク事業」を活用し、制度の狭間を繋ぎ、小さなおせっかいを地域に蓄積し、束ね、社会的なおせっかいにしていける体制を整えています。

土浦市 ふれあいネットワーク事業

目的・理念

茨城県では、平成6年から「住み慣れた家庭や地域でいつまでも安心して暮らしたい」という願いを実現するため、「地域ケアシステム事業」に取り組んでいます。

この事業は、支援の対象を限定せず、すべての地域住民を対象としており、県内各市町村の事業として実施されています。

土浦市では、この取り組みを「土浦市ふれあいネットワーク事業（以下、ふれあいネットワーク）」と名付け、平成6年、土浦市から土浦市社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。

すべての地域住民が、「住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる」よう、各種のフォーマル・インフォーマルサービスの調整を行い、要援護者本人とその家族へ総合的かつ効果的な支援を実施しています。

事業の内容

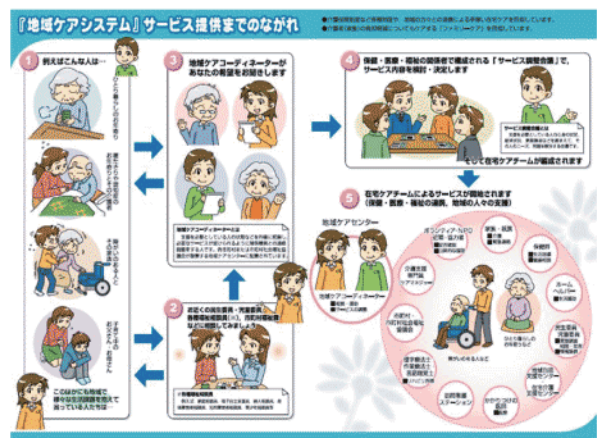
ふれあいネットワークで中心的役割を担うのは、地域ケアコーディネーター（以下、コーディネーター）で、市内8ヶ所の中学校地区公民館にそれぞれ配置され、日常生活圏域における身近な福祉の相談窓口として機能しています。コーディネーターは、住民主体・エンパワメントの視点で相談援助を行うとともに、ボランティア活動などの、地域活動の支援にあたっています。

また、要援護者への相談支援においては、心身の状況、経済状況、家庭環境、福祉的ニーズや課題などを的確に把握し、必要なサービスが受けられるように関係機関との連携によって支援を行っています。

この事業では、地域課題の解決に取り組む上で、医師、民生委員児童委員、看護師、ボランティア、薬剤師、ケアマネジャー、行政職員等で構成するサービス調整会議で、毎回、支援を要する対象者の支援策の検討等を行っています。

その中では、支援を要する対象者の主体性を引き出すとともに、もともと持っている強みに視点をおき、生活そのものを支える観点に立ち、保健・医療・福祉の関係者だけでなく、地域住民やボランティアの参加を得た支援を行っています。

なお、サービス調整会議では、個別具体的な課題に対して検討を行うのみではなく、地域課題の把握や新たな支援の仕組みの開発もしています。



地域ケアシステム事業リーフレット

取組の経緯

(1) 立ち上げの背景

ふれあいネットワークに先立ち、本市では昭和59年4月11日、「治療を終えた患者が退院しても、また入院してしまう」ことを地域の課題と捉えた医師を中心に、医療や福祉、行政職員を交え、解決策を検討するための「地域医療カンファレンス」が発足しました。

この会議は、現在に至るまで、毎月1回、霞ヶ浦医療センター（旧国立霞ヶ浦病院）において開催されていますが、昭和62年には、茨城県がこの「地域医療カンファレンス」の事業の導入について検討を行い、翌年にはサービス調整チームモデル事業を設け、本市が受託することとなりました。さらに、平成3年には、地域ケアシステムモデル事業が開始され、受託をすることとなりました。

(2) ふれあいネットワークの開始

平成6年には、茨城県で対象者を高齢者、身体・知的障害者として、「地域ケアシステム事業」を採り入れたことから、本市においては、実施機関を土浦市社会福祉協議会として、きめ細やかな支援体制を目的にコーディネーター2名を配置し、業務を開始することとなりました。

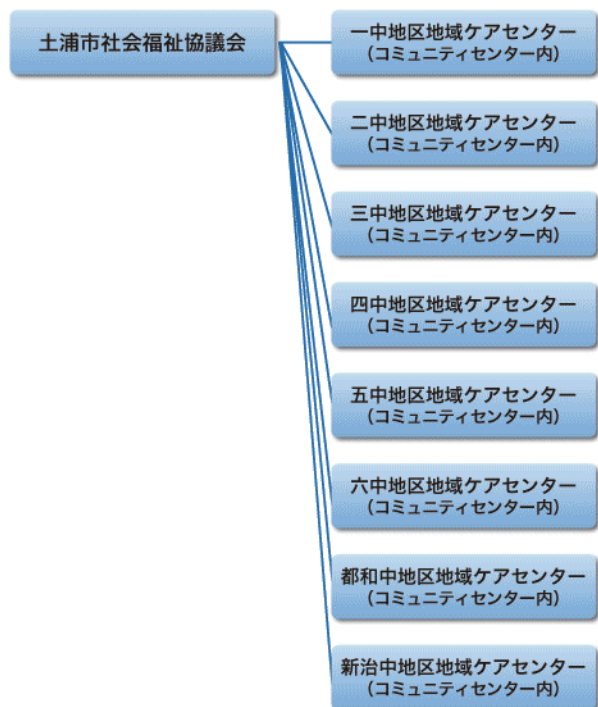
その後、平成13～14年には、市内7ヶ所の中学校地区（日常生活圏域）にコーディネーターを配置し、平成18年には、市町村合併により旧新治村を加え、市内8ヶ所にコーディネーターを配置しました。

さらに、平成19年には、コーディネーターが地域包括支援センター職員も兼務することとなり、地域包括ケアシステムの構築を目指して一体的な運用を行うこととなり、平成26年には、それまで市と市社会福祉協議会で運営していた地域包括支援センターを、市社会福祉協議会に一本化することとなりました。

(3) 特徴、強み

本市においては、市内8ヶ所の日常生活圏域に中学校地区公民館があり、コーディネーターが配置されています。

日常生活圏域において定期的にサービス調整会議を開催することで、支援者同士が普段から顔の見える関係を築いており、要援護者に対して、きめ細やかな支援体制を構築しています。



土浦市ふれあいネットワーク事業



多職種によるサービス調整会議

(4) 地域包括ケアシステムとの関連性

地域包括ケアシステムは、平成24年の介護保険法改正で登場した概念で、団塊の世代が75歳を迎える平成37年を目標に、医療・介護・予防・住宅、その他の福祉サービスについて、日常生活圏域の中で包括的・継続的にサービス提供できる体制を整えるものとされています。その理念や日常生活圏域の考え方において、ふれあいネットワークは、地域包括ケアシステムの概念と同様のものであり、これまでの実践を踏まえて土浦型の地域包括ケアシステムを構築することを目指しています。

(5) 生活困窮者自立支援事業との関連性

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行され、本市では市社会福祉協議会が生活困窮者自立支援事業を受託し、「暮らし自立サポートセンター」を開設しました。生活や仕事に困りごとを抱える生活困窮者に住居確保給付金の申請、自立相談支援事業による相談や就労支援を行っています。当初からふれあいネットワークを活用することにより、地域で孤立した困窮者へのアウトリーチ機能や、相談後のモニタリング機能を発揮しています。(詳細は具体的事例1, 2を参照)



土浦市イメージキャラクター つちまる

土浦市ふれあいネットワーク事業における生活困窮者支援の事例

具体的事例1. (アウトリーチに係る事例)

1. 相談経路

A氏(50代男性)

民生委員からの相談によりコーディネーターが訪問し実態把握を行いました。

本人と同居していた妻子が、脳出血の既往歴と後遺症がある本人を置き去りにして引越をしました。理由は折からの金銭問題と、それに伴う家族間の関係悪化でした。本人は収入、預貯金ともになく、歩行もおぼつかない身体状況でした。以前、要介護1の認定結果を得ていましたが、経済的困窮がありサービス利用に繋がっていませんでした。

2. 対応・支援

本人の意向確認の上、市社会福祉課の生活保護の相談に繋がったところ、傷病手当、障害年金、年金の繰り上げ受給、家屋売却、自己破産などの手続きをとる必要性があることが判明したため、法テラスや元勤務先に相談する支援を実施しました。その後、各種手続きが完了し生活保護の申請に繋がることができました。また、保護費受給までの期間に食糧、電気停止などの状況に陥ったため、暮らし自立サポートセンターと連携し、市社会福祉協議会の小口貸付制度を利用することができました。さらに近隣住民の支援、遠方に住む兄への関わりを求め、諸手続きや一時的な金銭の支援を得ることができました。一時的な生活保護受給の後、傷病手当を受給し、今後は近隣住民の生活支援を受けながら、年金を受給するまで預貯金で生活を行っていく見通しを立てることができました。

3. 支援の振り返り

家族と疎遠となった要援護者に対し、コーディネーターと暮らし自立サポートセンターが連携し、情報収集と見守りを経て、本人の心情に寄り添いながら、状況に応じて支援を途切らすことなく、諸手続きを支援することができたケースです。

具体的事例 2. (モニタリングに係る事例)

1. 相談経路

B氏(50代男性)

飲酒した本人の暴言等があり、同居する母から虐待通報がありました。市高齢福祉課、地域包括支援センターが対応した結果、母は施設入所し本人が独居状態となりました。その後、本人から希死念慮の訴えがあったため、コーディネーターが見守りを行っていました。

2. 対応・支援

コーディネーターが訪問し実態把握を行ったところ、睡眠導入剤多用のため意識朦朧の状態でした。今後の生活についての意向を確認したところ、就労の意欲が見られたため、暮らし自立サポートセンターの就労相談に同行支援を行い、生活困窮者自立支援事業に繋ぐとともに、地域包括支援センター保健師との連携で内服薬の確認を行いました。

就労相談を行う中で、精神的に不安定であること、就労の意欲を維持することが困難であることなどの課題を把握する一方で、資格所持などの強みを発見できたので、就労先のリストアップ、履歴書の書き方などの支援を予定しました。

しかし、就労相談の予定日に来所しないため相談員が自宅訪問したところ、原因不明の発作を起こしている本人を発見しました。救急搬送要請を行うとともに、母親や市社会福祉課との連絡調整を行うことで、精神科への医療保護入院と生活保護の申請に繋げることができました。

3. 支援の振り返り

高齢者虐待対応の分離後、コーディネーターの介入により、安否確認、就労支援、医療機関の受診支援、生活保護申請支援を行ったケースです。

退院後も継続して自立支援を行うことを予定しています。

課題、問題など

(1) コーディネーター業務の役割の明確化

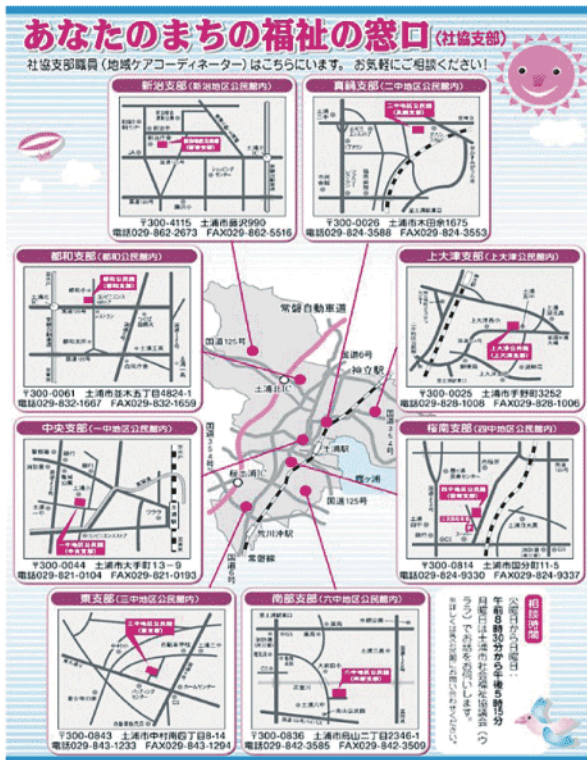
コーディネーターは、全ての地域住民を対象にアセスメントを行い、多様な職種との連携の中から、ケースワーク、グループワークを通してコミュニティワークを行うなど、地域を包括的にケアする役割を持ちます。このため、対象とする範囲が広く、かつ、きめ細やかな支援を行うことが求められることから、業務のアウトラインが作成しにくく「何を、どこまでやったらよいか」を捉えることが難しい側面もあります。

こうしたことから、支援の方法論は固定化されるべきものではなく、その都度本人の生活と向き合い、ともに考える姿勢が求められ、効果的な支援のためには、支援の目的と業務の優先順位、コーディネーターの役割を明確にし、組織内での共通認識を創り上げることが求められます。

(2) 関係者と関係機関の連携の強化

コーディネーターは、平時の業務において地域におけるネットワークを形成する必要があるため、関係者や関係機関と横断的に連携しながら、多様な制度や事業を組み合わせ、支援に繋げることが求められます。そのため、コーディネーターの役割や支援の目的への理解を関係者や関係機関に理解していただく必要があります。

こうしたことから、コーディネーターには、より良い支援とより円滑な連携を図るには、自らの存在と役割を啓発することが求められます。



広報誌「社協だより」より

自立相談支援事業や住宅確保給付金という必須事業を行いながらふれあいネットワークを活用することで、小口貸付制度などの他制度との円滑な連携、孤立した要援護者へのアウトリーチや介入後のモニタリングを通して継続的な支援を行うなど、きめ細やかな支援を行っています。

今後は、学習支援事業や家計相談支援事業などの任意事業も検討しており、ふれあいネットワークの中でも、要援護者の掘り起こしや、学習ボランティア、公共施設や空き店舗などの社会資源とのマッチングが円滑に行うことができると考えられます。特に、家計相談支援事業においては、多様なケースを扱う中で、すでに家計管理支援に取り組んでいる事例もあり、ノウハウを蓄積しているところです。

(3) 当事者主体と住民主体

ふれあいネットワークは、要援護者の支援やコミュニティの支援において、住民主体の理念をもって取り組むものです。

したがって、要支援者への対応では、当事者の主体性を引き出し、自らが社会的な孤立状態や課題を解消できるような支援が求められます。

こうしたことから、関係者の側面からの支援による当事者の気づきを促す役割を果たすとともに、地域においても、社会的な支援の必要性に気づき、地域住民が主体となり動きだすことができるようなアプローチが重要です。

今後の展望

(1) 生活困窮者自立支援事業の展望

事例で触れたように、本市においては、

(2) ふれあいネットワークの可能性

ふれあいネットワークは対象者を限定しないことが大きな特徴です。

これまで社会情勢の変化に応じて様々な施策が展開されてきましたが、それらにおいては対象者を特定して支援の枠組みをつくるもので、そのため、制度の狭間が生まれ、制度の狭間のために支援が困難になるというジレンマがありました。しかし、ふれあいネットワークでは、対象を地域住民の全てとしているため、このような限定がありません。

今後も支援の対象者を限定せず、包括的な相談援助を行う仕組みが必要とされることから、ふれあいネットワークの実践はその仕組みを先取りしたものと考えられます。社会的包摂を地域レベルで実現していくため非常に有用になっていくものと確信しています。

行政(直営)の取り組み

生活困窮者自立相談支援事業

ひたちなか市福祉事務所 社会福祉課

団体概要

【団体名】

ひたちなか市福祉事務所 社会福祉課

【所在地】

〒312-8501

ひたちなか市東石川2丁目10番1号

【電話番号】

029-273-0111 (代表)

生活困窮者
自立相談支援事業

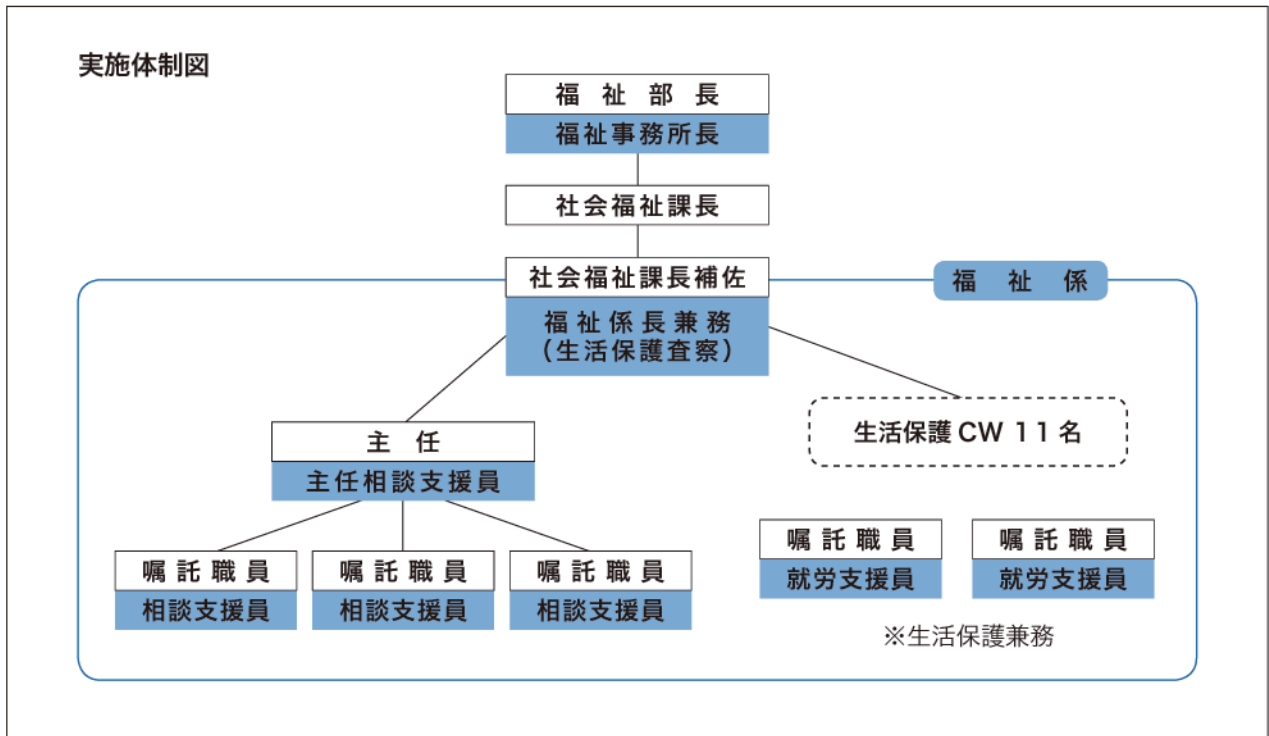
目的・理念

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることを目的とする。

実施体制の検討

前年度から課内ワーキングチームで検討を行っていましたが、当初から実施方法は「直営方式」と考えていました。

その理由として、生活保護との緊密な連携、相互移行がスムーズに行われることが重要であること、また当市は生活保護被保護者の自立支援のための就労支援がかなり効果をあげていたことから、その蓄積したノウハウを生かすことが、生活困窮者の自立支援にも効果的であると考えられたことからです。



実施体制

今年度の当事業の開始にあたり配置された人員は、福祉係内に正職員1名と嘱託職員3名の増員という形になりました。正職員は主任相談支援員としてケースワーカー経験者が就き、相談支援員3名を新規採用しました。

なお、就労支援員は生活保護と自立支援制度を兼務しています。

相談引継シートの作成

当事業は生活困窮者を早期に把握することが重要となります。その1つの方法として、業務の中で相談を受けている関係機関や市役所内の各課からの確実な繋がりが重要と考え、相談引継シート「生活困窮者からの相談引き継ぎ受付票」を作成して民生委員や地域包括支援センター、市役所内の関係各課（国保年金課、収税課、住宅課、広報広聴課等）に配布しました。

窓口体制 ～相談の入り口～

社会福祉課の窓口に来た相談者が来所した場合は、当事業の相談支援員と生活保護のケースワーカーが2名で対応します。生活保護が必要な場合はケースワーカーが対応し、それ以外は相談支援員がアセスメントを行うこととなります。

また福祉事務所他課（児童福祉課、高齢福祉課、障害福祉課）で相談を受けている際に生活困窮の話題が出た場合には、相談支援員が面接に同席して相談を受けています。このように、市役所に来た生活困窮のすべての相談を相談支援員が受けることを心掛けています。

この相談引継ぎシートはこの様式を用いて繋いでもらうことはもちろんですが、この様式を広く配布することで相談の敷居を低くして、当事業が生活困窮者の早期把握に努めていることをアピールする狙いもあります。そのため様式の使用には特にこだわらず、早期把握のためのネットワーク作りのツールとしての部分を重要視しています。

作成した相談引継シート(表)

生活困窮者からの相談引き継ぎ受付票 (機関名:) ㊞

受付日 平成 年 月 日 担当者氏名

※相談の中で聞き取った内容を可能な限り記入してください。

基本情報

| | | |
|------|------|--|
| ふりがな | 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| 氏名 | 生年月日 | <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳) |
| 住所 | | |
| 電話番号 | 自宅 | 携帯 |

※相談者が本人以外の場合

| | | |
|-----|--------|---------------------------------------|
| 氏名 | 本人との関係 | <input type="checkbox"/> 家族 (同居・別居) |
| 連絡先 | | <input type="checkbox"/> 本人との続柄 () |
| | | <input type="checkbox"/> その他 () |

本人は相談することを 知っている 知らない 知らない場合 教えてもよい 秘密にしてほしい

家族構成

| 氏名 | 続柄 | 性別 | 生年月日(年齢) | 職業・学年等 |
|----|----|----|----------|--------|
| | 本人 | | | |
| | | | () | |
| | | | () | |
| | | | () | |
| | | | () | |

就労状況

就労中・就労予定 (年 月 ~) 無職 求職中 求職活動していない

会社名 雇日 昭和 平成 年 月

収入状況

定期的な収入あり (月額 円) 無収入

収入の種類

| | | |
|--|-----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 給料 (日本人 家族) | <input type="checkbox"/> 雇用保険 | <input type="checkbox"/> 年金 |
| <input type="checkbox"/> 公的給付 | <input type="checkbox"/> 障害者手当 | <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 |
| | <input type="checkbox"/> 児童手当 | <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 |
| | <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 | <input type="checkbox"/> 住宅支援給付金 |
| | <input type="checkbox"/> その他 () | |

裏面につづく

関係機関とのネットワーク作り

当事業における関係機関との連携の重要性は今までも多くの場で述べられているところですが、とにかく顔の見える関係を心掛け、当事業と関連がありそうな機関・団体へは積極的に出向くようにしています。しかしその機関・団体自体の情報がなければ(知らなければ)動きようがありません。

「相手を知るにはまず自分から」ということで、まず当事業について市役所内外に周知をして連携できそうな機関等について情報提供してもらうことも意識しています。そうすることで、すでに連携している機関・団体や市役所内の関係課から新たな機関・団体を紹介してもらえるといった効果も出ています。

そうして得られた情報はファイルにまとめて課内で情報共有できるようにしています。そのファイルには、特に実際に足を運んで感じた雰囲気や担当者の生の声を重視して載せるようにしています。

相談引継シート(裏)

相談内容の概要

相談内容に○をつけて下さい。複数ある場合は主訴に◎

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 病気・医療費 | 収入・生活費 | 住まい・住環境 |
| 家賃滞納 | 光熱水費滞納 | 借金・ローン・債務 |
| 求職活動 | 就労の不安・トラブル | 地域との関わり |
| 家族問題・人間関係 | 子育て | 介護・障害 |
| ひきこもり・不登校 | DV・虐待 | |
| その他 () | | |

相談内容の詳細や最近の生活状況等、聞き取った内容を記入してください。

ご担当者所見

(問題点や面接時の様子、緊急性等の感想を記入してください)

※本人・家族が個人情報生活困窮者自立相談支援機関に提供することについて

同意している 同意していない



窓口は近く フットワークは軽く

実施状況

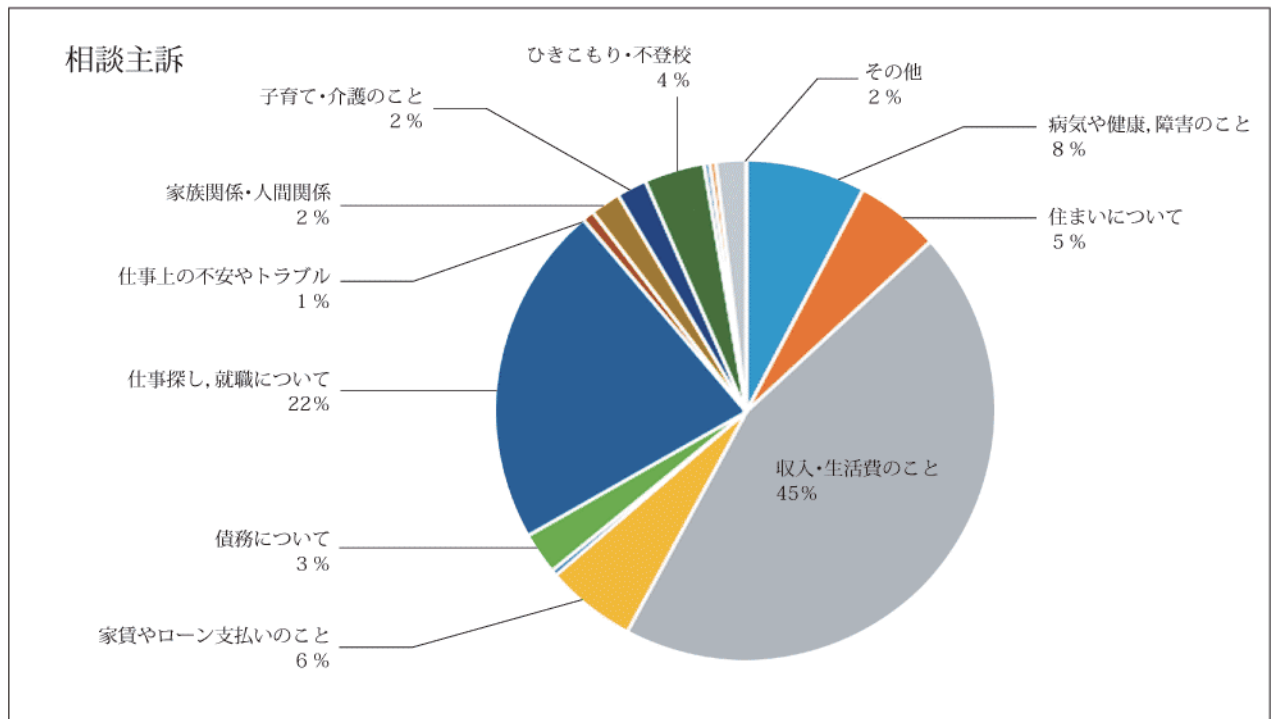
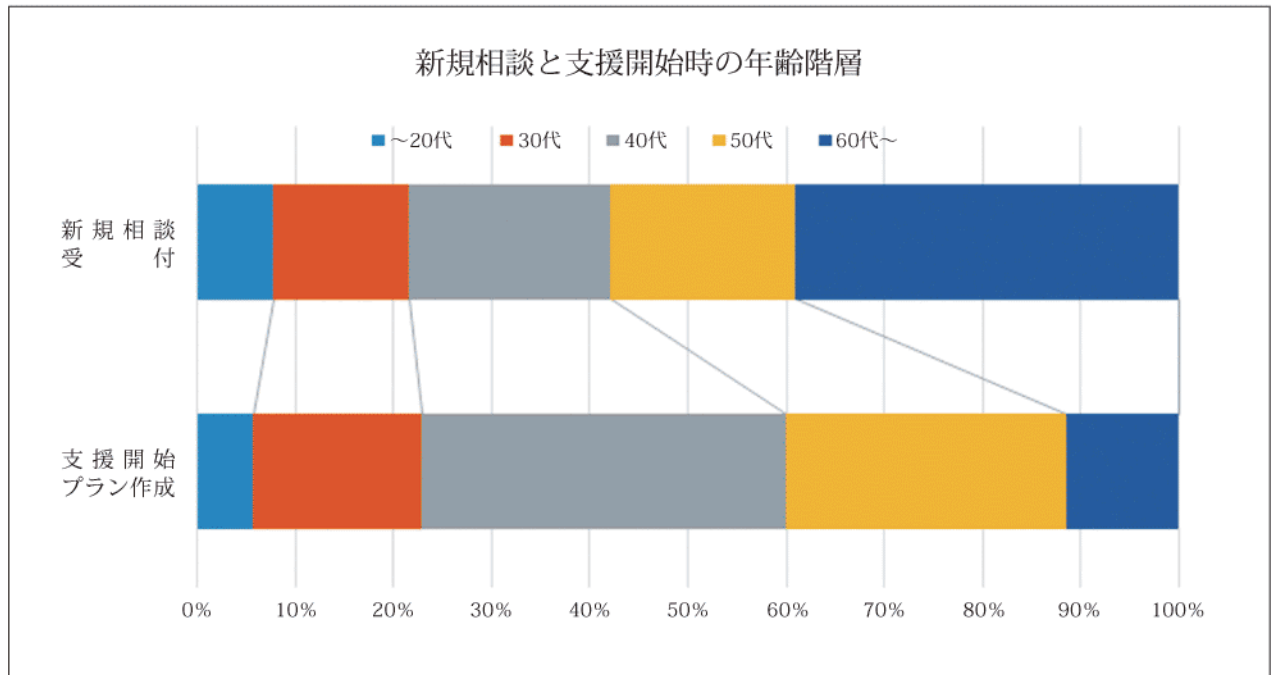
茨城県へ報告している数値を基にした支援状況は以下のとおりです。

(平成 28 年 2 月末現在)

新規相談受付 259 件
 支援開始プラン作成 35 件

世代別の内訳を見ると相談時には 60 代以上が多くなっていますが、支援を開始しているのは 40 代および 50 代が多くなります。

相談内容は「収入、生活費について」が一番多く、次に「仕事探し、就職について」が続きます。



具体的事例 1.

1. 相談経路

50代男性（療育C）

70代母親，貸家に住む2人世帯。

男性は就労が定着せず，母親の就労と年金収入で生活していたが，母親の就労収入が減少して家賃の支払いが困難になる。母親が民生委員に相談して，当事業を紹介され来所により相談

2. 対応・支援

住居確保給付金制度の利用とハローワークの障害者担当と連携した就労支援を実施

3. 支援の結果

男性は就労支援により，警備会社への就職が決定したが，初日に出社せず退職。

相談支援員が面談すると，「就労に不安があった」とのことであったため，不安点や課題を分析して，今後の活動に活かすよう助言した。

その後，スーパーの惣菜部門に就労が決定，勤務初日，三日後，一週間後，一ヵ月後と電話や面接で就労の様子や悩み等を聞きながら就労定着支援を積極的に行った。

現在は仕事にも慣れ，母の収入と合わせて自立した生活が営めるようになった。

具体的事例 2.

1. 相談経路

40代単身男性

男性は大学卒業後に就職するも長続きせず転職を繰り返す。結局20代後半で就労に自信がなくなり無職となる。その後，兄の結婚を機にアパートに住むようになり，母親の支援により生活するようになる。母親が精神保健福祉センターに相談，保健所を経由して市健康推進課に繋がった後に当事業で対応。

2. 対応・支援

健康推進課と社会参加に向けた支援を実施

3. 支援の結果

男性に社会参加に向けた支援を提案するも同意は得られず。その後，健康推進課とともに定期的な家庭訪問を行うが面会できず。母親に鍵を開けてもらい面接したところ，精神的な不安定さを訴えたため，保健所の無料相談を案内して母親，保健師と同行相談。相談時の精神科医によると，「精神疾患ではなく10年以上に渡る怠惰な生活が原因」という所見であった。その後も母親に鍵を開けてもらう形で定期的な家庭訪問を実施し，相談から約5ヵ月後に男性から同意が得られ支援を開始。

現在は週1回来所して，1週間の生活記録表を提出している。男性は目標についても設定できるようになり前向きな気持ちで取り組むようになった。

事業を行うなかで 見えてきた課題

寄り添い支援の難しさ

当事業で支援のプランを提案しても同意が得られないことが多くあります。また、支援を開始しても途中で諦めてしまったり、連絡がとれなくなってしまうケースも少なくありません。支援ができなくなった場合でも、出来る限り連絡をして繋がりが途絶えないように努めています。

ひきこもり支援

報道等でも度々取り上げられていますが、ひきこもりが長期にわたる40代～50代の男性についての相談が多くなっています。家族からの相談の場合は、家庭訪問を行っても本人の顔を見ることすら困難です。また外出することがほとんどない（出来ない）様な場合、当事業の支援に参加（外出）できるようになるまでの対応が困難となっています。

精神疾患等の対応

相談者の中には精神疾患等を抱えている、または可能性がある場合が多く、そのような場合の面接対応や支援の方法に苦慮しています。障害福祉課や障害福祉サービス事業所、医療機関等との連携が重要となっています。

今後の展望

当事業の支援の中で、就労に結びつくケースは比較的多くなっています。

それは当市の生活保護被保護者の就労支援のノウハウが活かしていることもありますが、就労に至るには、

- ①一般企業での就労歴が一定期間あり、
- ②本人の就労意欲が（比較的）高く、
- ③就労に対する阻害要因（病気など）が少ないこと、

が前提となっています。しかし、この3つの前提のどれかに課題がある場合も多く、そのための支援方法として就労体験や支援付就労の場の創出が重要であると考えています。生活困窮者自立支援法の任意事業である就労準備支援事業の実施に向けた検討や地域の協力企業・社会福祉法人等の開拓をより一層推進していきます。

また当事業は相談の入り口は極力広げつつも、その課題すべての対応や支援（出口）を当事業だけで行うことは現実的ではありません。生活困窮に至る複合的な課題のひとつひとつを解きほぐし、その課題に対し、より専門的な支援を行う機関・団体等に確実に繋げていくことが重要となります。福祉の分野を超えた横断的な連携体制の構築のため、当事業を積極的かつ多角的にアピールするとともに連携への働きかけをおこなっていきます。

中間的就労支援の取り組み

グッジョブセンターみと事業

認定特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・コモンズ
グッジョブセンターみと

団体概要

【団体名】認定NPO法人
茨城NPOセンター・コモンズ
グッジョブセンターみと

【代表者】
センター長 イシゼキ 石関 ヒロコ 宏子

【所在地】
〒310-0031
茨城県水戸市大工町1-2-3
トモスミとビル4階C-1

【電話番号】
029-291-8990

【ホームページ】
www.npocommons.org

- 【事業概要】
1. 市民組織の運営に関する事業
 2. 持続可能な地域づくりに関する事業
 3. 寄付社会づくりに関する事業
(いばらき未来基金の運営)
 4. 孤立を防ぎセーフティネットを広げる事業
 5. 学ぶ権利と機会を広げるための活動、
外国とつながる子どもの学習支援を茨城
県域に 広げるための連携促進事業



「グッジョブセンターみと」では
広い空間があなたをおまちしています。

「グッジョブセンターみと」 事業

2015年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。相談にも行けず、生活保護も受けられず、また、ハローワークにもすぐ行けない方々の相談に対応するには、段階的な受け入れ先が必要となります。

私ども、認定NPO法人茨城NPOセンター・commonsでは、**就労困難な若者**を、**地域の働き手**に変える「**グッジョブセンターみと**」を立ち上げました。

目的

社会から排除されがちなニート等の若者が、仕事と人生に再チャレンジするための道筋と、仲介の仕組みを企業との連携で作ります。

仕事のブランクや経験不足等による不安から、一般就労が困難と思っている方々に、相談や仕事の体験（中間的就労）を通し、一般就労へと繋げることを目的とします。

中間的就労の特徴

1. 単独ではなく、ジョブトレーナーと若者数名のチームで仕事をすることで、若者にとってハードルが低くなります。
2. 企業との交渉や仕事の指示はジョブトレーナーが行います。また、コミュニケーションが苦手な方でも仕事体験を通しスキルアップができます。
3. 人の役に立つ経験を積み、ある程度の報酬は得られるので就業意欲が高まります。

「**グッジョブセンターみと**」は若者が心を開き、自分に合う仕事を探り、職場に慣れるまで、伴走する役割を担い、企業は実際に働く機会と場を提供します。職場定着を

目指す若者や、その家族、そして企業にもメリットが生まれると考えます。

概要（グッジョブセンターの事業）

1. 仕事の開拓
介護施設、NPO、物販、商店街、農家などを対象とする。
2. モデルとなる職場での訓練メニューの企画、現場の業務の棚卸しを行い、業務分解をする
3. ジョブトレーナーの研修と訓練準備
仕事の依頼主とトレーナーで打合せ、各職場に訓練事業の趣旨をしっかりと伝え、受入環境づくりを行う
4. 訓練作業プログラムの運営
概ね9:00～15:00まで様々な現場に出向いて訓練を行う
5. 教わる側から教える側へ
訓練回数を重ねた若者がトレーナーにもなれる。

具体的な数字（登録者数 来所者数）

平成28年1月登録者数5人、
平成28年1月の来所者数
延べ6人（電話のみの相談者2人）

平成28年2月新規登録者 11人
平成28年2月の来所者数 述べ26人
（常総市へのボランティア延べ6人）



情報誌、冊子、新聞等があります。
ふらっと来て、時間を過ごしてってください。

「グッジョブセンターみと」 相談から仕事への流れ

相談日 毎週 水曜日

(コーヒーを飲みまふらっときて下さい)



ワーク 毎週 木曜日

(話す・聴く・コミュニケーション力・
パソコン練習・新聞切り抜き・スクラッ
プブック作成・パソコン制作・木工品製
作など)



活動日 毎週 金曜日

(常総市へのボランティア活動)



就労体験 (中間的就労)

(入力の仕事・スーパーの仕事・施設水
やり・農家のしごと・清掃・製造業軽
作業など)



就 労 (一般就労)

具体的事例 1.

1. 相談経路

平成 27 年 5 月、生活困窮者相談窓口担当の方が、一人の引きこもりだった青年を連れて commons に来所しました。

青年は動きだしたいという気持ちはあるものの、どうしていいのかわからないといった感じを受けました。

2. 対応・支援

パソコンは触った程度、カルテ入力の仕事をしたということで、焦らずに、ミスのないように打つことを伝え、入力後の点検を一緒にしました。

不明な点は自分で判断せずに、常に確認の姿勢が良かった点です。

真面目さと根性で必死に覚えながら、3～4 か月すると、1 時間に 4.5 件位の目標に近づいてきました。

3. 支援の結果

27 年 10 月からは、実力を認められて、安定した雇用契約を結ぶことが出来、現在は 1 時間に 5.0 件以上のカルテ入力が可能になりました。

NPO での仕事も週に 4 日間の雇用を結び、両立をしながら、その後、週に 6 日間の就労に繋がりました。

念願の社会保険適用の雇用形態となり、今後は自分と同じ境遇の若者の力になりたいと、自分の体験を話したり、一緒にボランティア活動に取り組んでいます。

日々、多くのことを吸収しようとしており、たくましさを感じられ、優しさや心配りが出来る青年に成長し、ジョブトレーナーとしての一步を踏み出しました。

具体的事例 2.

1. 相談経路

平成 27 年 1 月 電話で相談があり同行支援を実施しましたが、その青年は長年自宅に引きこもり、将来のことが気になり仕事を希望していました。ハローワークに同行し、一度応募をするが、残念な結果に終わりました。NPO センター・コモンズにボランティアスタッフとして時々来所し、発送作業や軽作業などを手伝ってくれました。手先の器用さは彼の長所です。「グッジョブセンターみと」には、今年 1 月のスタート時から、毎週欠かさず来所しパソコンの訓練中です。

2. 対応・支援

パソコンに自信がなかったので今回、下記のプログラムに挑戦しました。

- 1 エクセルでの図形(絵を描く)作成
- 2 自宅の地図作成
- 3 地図入りの名刺作成
- 4 顔写真入りの名刺作成
- 5 エクセルの基礎からの練習

今後は、パソコンの仕事を目標に、入力 of 正確さ、スピード入力の練習に取り組んでいます。

3. 支援の結果

出来上がった彼の名刺は素晴らしい完成度です。はにかんでいた顔は昨年よりも明るい表情になり、目を合わせて挨拶が出来るようになりました。

常総市のボランティアにも積極的に参加し、最近、笑顔とたくましさを感じられます。

課題、問題など

事業のきっかけ、立ち上げ時の問題

「職場に入っていけなかった」ため社会的排除にあい、ひきこもっていた一人の青年との出会いがありました。まず、カルテの入力の仕事に挑戦してみることにスタートしました。また、同じころ、「電話相談」に応じた青年は生活に苦しんでいました。18 年間、ひきこもりがあるが、就労を希望していました。

彼らとの出会いが「グッジョブセンターみと」を何が何でも早く立ち上げたいという気持ちをさらに強くしました。

立ち上げにあたり、千葉県の NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークの担当者からの講義を受講しました。

一般社団法人 栃木県若年者支援機構のジョブトレーナー研修を受講し、ジョブトレーナーと若者 3 名が 1 つのチームとなり作業する仕組みをモデルとしています。また、実際に栃木での現場を見学しました。さらに、栃木県若年者支援機構「ポラリス」「しごとや」を相談先や見本としています。

栃木のジョブトレーナーの方々に毎週金曜日に常総市の水害現場での復興作業に来て頂き、ジョブトレーナー訓練や、空き家を訓練所に改造して共同の居場所づくりをしました。

一人の青年は、ジョブトレーナーの見習いとして、日々学びながら多くの仕事を覚えようと真剣に取り組んできました。

「グッジョブセンターみと」は 2015 年のオープンを目指し準備してきましたが、遅れてしまいました。2015 年夏、常総市の水害が発生したことが大きな要因といえます。コモンズの代表理事の自宅も、コモンズの常総事務所も被災しました。コモンズは「たすけあいセンター JUNTOS」を設立

し水害の対策を最優先に取り組んできました。そのような中、2016年1月にオープンの日を迎えることとなりました。来所者については、設置チラシの効果があり、2月は予想をはるかに超え、新規登録者は11人、延べ26人の来所者があり、喜びがありました。

立ち上げから現在の課題

県内では、実際には実に多くの若者が、長く家庭に引きこもっている現状があります。その多くの若者に「グッジョブセンターみと」に来所頂き、中間的就労で職場体験をして欲しいとの願いがあります。広報や周知などはまだまだ足りず、現状の課題と考えております。現在も電話のみの相談者があり、彼らは「自分はどうしてこのような引きこもりの状況になってしまったのか」と、思い悩みながら毎日を過ごしております。そのような方にとっての来所は簡単なものではなく、世間や社会をかなり批判している傾向があります。来所いただくにはどのようにすればよいのか、私たちも葛藤の日々と感じております。

「グッジョブセンターみと」の周知、広報についてはまだ、課題もあり、現在はチラシを8,000枚印刷し、行政機関や図書館、就労支援機関等に配布しています。茨城にニートは約26,000人、準引きこもりは19,000人いると言われております。これらの方々にどのように周知し来所頂けるかというのも今後の課題と考えています。

また、NPOの活動であるため、助成金等の資金繰りなども課題です。また、引きこもり等の若者についてのご理解、ご協力をいただき、運営支援をいただければ幸いです。

制度ありきの行政では、障害者手帳の有無、生活保護受給の有無、世帯の資産、居住地等の区分により、支援を受けられない方もいます。しかし、民間なら「訓練を受

けたい人」にチャンスを作りやすいと考えます。

今後の展望

「グッジョブセンター」

茨城県内5か所に設置！

2015年に「施行された「生活困窮者自立支援法」の相談の窓口である「就労支援」の中間的就労に取り組んでいる行政機関は、茨城県では残念ながら多くありません。これを行政と協力し、NPOが担うことによる利点もあります。水戸で「グッジョブセンターみと」をスタートさせたNPOセンターコモンズは、今後県内の提携しているNPOとも協力をしながら、さらに県内の下記4か所の地域にも「グッジョブセンター」をオープンしていきたいと考えています。

「グッジョブセンター県北」
「グッジョブセンター県南」
「グッジョブセンター鹿行」
「グッジョブセンター県西」

また、常総市に「グッジョブセンター」の訓練所として、空き家を改造しました。子どもの学習支援や、地域住民の居場所的な存在として幅広く使用できる常総の拠点としての目的を備えています。

企業・団体等で就労訓練実施中

- ・大手スーパーさんの印刷チラシ折り作業
- ・カルテ等のパソコン入力業務
- ・帰還解除の家の清掃業務（福島）
- ・発送・印刷・ラベル貼り作業
- ・フードバンク食品等の回収



私たちがお手伝いします。
ご来所をお待ちしております。



「トモスミビル」の4階が
「グッジョブセンターみと」の会場です。

NPO法人茨城NPOセンター・commons グッジョブセンターみと

TEL 029-291-8990
FAX 029-291-8991

あなたからの
ご連絡を
お待ちしております！

仕事の体験をしてみませんか…！

COMMONS
茨城NPOセンター・commons
グッジョブセンターみと
がお手伝いします

仕事のプランクや経験不足等による不安から、すぐに働くことが困難と思っている方に、相談や仕事の体験を通し、働くことに近づけるお手伝いをします

広い空間があなたをお待ちしています

情報誌、冊子、新聞等があります

私たちがお手伝いします

- 何がしたいかわからなくても、一緒に考えましょう
- 一歩踏み出すことを共に考えましょう
色々な仕事を体験し、出来る仕事を見つけましょう
- まずは、ふらりと来て見て下さい
お茶やコーヒーが飲みます
たくさんのお本（情報誌、冊子）が読めます

★ご利用はすべて**無料**です！
相談の内容は厳守します

毎週 **水曜日** 相談日です (9:00~17:00)
毎週 **金曜日** 就労体験などの活動日です
予約は平日9:00~17:00にお受けします

認定NPO法人 茨城NPOセンター・commons
グッジョブセンターみと
〒310-0031 水戸市大工町1-2-3 トモスミビル 4階C-1
E-mail good.job@npocommons.org
電話：029-291-8990
FAX：029-291-8991

行政（委託元）の取り組み

就労準備支援事業

筑西市福祉事務所 社会福祉課

団体概要

【団体名】

筑西市役所 社会福祉課

【所在地】

〒308-0825

茨城県筑西市下中山732-1

【電話番号】

0296-24-2111

保護の状況と実施体制

筑西市の被保護世帯数は、平成28年1月現在で、715世帯・保護率は8.5%となっています。世帯類型別では、高齢世帯の割合が非常に伸びており、半分以上が高齢世帯になっています。

当福祉事務所では、課長、査察指導員2名、ケースワーカー9名、嘱託職員として自立相談支援員3名（内1名を主任相談員）、就労支援員2名で日々支援にあたっています。

当市においては、本庁1階に福祉相談室を設けており、自立相談支援員が2名常駐し、ケースワーカーと共に相談業務にあたっており、月平均48件の相談があり、その内、生活困窮者自立支援の新規相談件数は、約9件となっています。相談内容としましては、収入・生活費のことが多く、次に仕事探しや就職のこと、病気や健康、障害についてとなっています。

就労準備支援事業の取り組み

平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が実施され、筑西市では、相談者の希望に応じた支援を提供できるよう、必須事業のほか、任意事業である就労準備支援事業に取り組んでいます。その中で今回は、就労準備支援事業について紹介します。

立ち上げ時の課題等

当時、生活保護に至る前の困窮者が多くいると考えられ、生活困窮者自立支援制度が施行されるにあたり、必須事業だけでなく、より多くの方の自立を促進するため、任意事業もあわせて実施することとしました。

任意事業を実施するにあたり、当初の課題として、実施する任意事業の選定などがありました。これについては、これまであった相談内容の分析を行った結果、就労準備支援事業の必要性が高いことが確認でき、実施に向けた調整を進めました。

また、実施に当たっては、この事業のノウハウを持つ一般社団法人への委託方式とすることとしました。

支援状況等

委託先として市内で、厚生労働省認定の「いばらき県西若者サポートステーション事業」を展開しており、若者の不登校・引きこもりの支援活動を長年行い、引きこもり者への就労意欲喚起事業などにも取り組み、自立に向けた活動支援に実績のある「一般社団法人アイネット」を選定しました。事業の対象者は、学生や被保護者を除く40歳から65歳までの「社会との関わりに不安がある」「コミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な方で、6ヶ月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた支援や就労機会を提供しています。

委託のメリットを最大限に活用し民間団体のもつノウハウを活かしながら取り組みを行っています。

プログラムは、週ごとに2時間程度の内容が決められ、参加者の希望などを取り入れながら参加する方式となっています。

支援内容

個々のプログラムにおいて、対象者の問題点、自己理解から始まり、一人で取り組むこと（社会人のマナー等）、グループで取り組むこと（就労体験、農作業等）、就労を意識した取り組み（就労活動、応募書類作成支援、面接練習）と組み立てられていますが、一人ひとりに合わせた目標設定とプログラム全体の振り返り、今後の方針について話し合いをするように工夫されています。また、支援調整会議を月1回「アイネット」と開催し、双方で情報を共有しながら連携を図っています。

今後の問題、展望

現状、支援対象者は1月末までで2件となっており、目安値には及ばない数値となっています。原因として一つは、稼働年齢層の相談も増加しているが、要保護状態に陥ってから相談にくるケースが多いことです。しかし、相談の中で相談者が気付いていない問題が発見されることも多く、関係機関につないだケースも多々あります。生活困窮者自立支援制度ができたことで、支援に早めにつなげることが出来るようになりましたが、断られたら支援は終わりになってしまいます。だからこそ支援の質を高め、精度の高い支援をしなければならないと思います。社会参加の場、多様な働きができる就労訓練の場、そして理解のある求人者、これらを地域で見つけていくことが一番の課題だと感じています。一般就労に従事し困窮状態から脱却することだけが出口ではなく、相談者の置かれた状況により納得のいく選択ができるよう支援していくことが重要と思っています。

一般社団法人(委託先)の取り組み

就労準備支援事業

一般社団法人アイネット

団体概要

【団体名】

一般社団法人アイネット

【代表者】

浅沼 秀司

【所在地】

筑西市幸町3-17-16

【ホームページアドレス】

ai.warafuto.com

【電話番号】

0296-22-2441

【事業概要】

- ・厚生労働省認定
地域若者サポートステーション事業
(いばらき県西若者サポートステーションの運営)
- ・県指定障害者就労移行・就労継続支援
B型施設「イマココ」の運営
- ・生活困窮者就労準備支援事業
- ・不登校、ひきこもり支援事業

就労準備支援事業

目的・理念

困難を抱えている方の
円満な社会生活への復帰

事業の内容

生活困窮者の方の就労支援
および定着支援

経 歴

| | |
|---------------------|--|
| 平成8年4月～ | 笑える不登校クラブ設立 |
| 平成12年7月～ | インターネットサイト 「悩める両親よ、元気出して」で、相談支援を開始 |
| 平成19年4月～ 平成21年3月 | 筑西市立西中学校で生徒指導員として勤務 |
| 平成21年4月 | 「笑える不登校クラブ」からアイネットに名称変更 |
| 平成25年4月～ | 一般社団法人化 |
| 平成25年7月～ | 厚生労働省「地域若者サポートステーション事業」認定 「いばらき県西若者サポートステーション」を運営 |
| 平成26年9月 | 茨城労働局「就職・自立促進講習」事業受託 |
| 平成27年3月 | 県指定障害者就労移行・就労継続支援B型施設 「就労支援サービス イマココ」の運営開始 |
| 平成27年5月～ | 筑西市生活困窮者支援事業任意事業 「就労準備支援事業」受託 |

アイネット設立のきっかけ

自分の子の不登校・ひきこもりをきっかけとし、その後たくさんのご家族とのご縁をいただき活動を続けてきました。

不登校・ひきこもりの問題は、社会問題であるにも関わらず、依然として家族の問題、個人の問題との認識が広くあります。「困難を抱えた方が、素直にSOSを発信できるような社会の構築」「社会って、貴方が思っているよりもちょっとだけ優しいかもよと、お伝えすること」関係機関の皆様と力を合わせて、よりよき地域社会を作っていきたいと考えています。

生活困窮者任意事業受託の経緯

「地域若者サポートステーション事業（以下「サポステ」という。）」を実施する中で、早期からこの生活困窮者自立支援法の成立を知りました。

サポステ対象者の中に、少なからず存在する生活困窮者の方々をしっかりと支援させ

ていただくために、近隣市町へ対して当団体にはこの事業を実施するノウハウがあることをアピールしてきた結果、筑西市様より委託の話をいただきました。

また、以前から生活保護者の方の復帰プログラムを実施しており、成果をあげていました。就労支援に関しては、サポステ対象者の方に実施している自己理解の為のプログラム、気づきの促進、自己肯定感の醸成、コミュニケーション能力の育成や個人へのエンパワーメント等の手法が活用できる点に、当団体の強みがあります。



桜公園で「職場の教養」輪読

具体的事例 1.

1. 相談経路

以前からアイネットで支援をしていた30代の女性。中学校時代から不登校となり、両親は離婚、その後ひきこもる。家庭環境が劣悪で、3年前に家が競売にかかり、家族からの支援も全く望めずサポステで支援をしていました。

精神状態も不安定で、貧困でもあり、なかなか医療に繋げませんでした。保健所と連携し自立支援医療受給者証を取得、精神科に通院できる体制を整えました。

福祉就労を視野に入れながら支援を続けていました。生活困窮者自立支援法の成立に伴い、市の担当課と連携し、同法での支援に引き継ぐこととなりました。

2. 対応・支援

本人の精神状態に大きな波があり、まずひきこもりからの脱却を図ることを第一としました。

アイネットの運営する障害者福祉施設への通所を薦めながら、そこでのパソコン訓練を実施し、自己肯定感の醸成を図りました。その結果、ブラインドタッチができるようになり、本人の自信となりました。

3. 支援の結果

支援期間中に、再度ひきこもり状態になったりもしましたが、現在はほぼひきこもり状態から脱出しました。意欲も出てきて、自営の親戚の仕事を手伝う決意をして、他県への移住を予定。就労決定となりました。また、本人には、就職後もいつでも相談できることをお伝えし、定着支援を行っていく予定です。

具体的事例 2.

1. 相談経路

生活困窮者自立支援法の成立に伴い、市の担当課へ相談があった40代男性。運転免許もなく、20年前に正社員を辞めてからは、いくつものアルバイトを点々とし、2015年8月にアルバイトを辞めて以来、無職状態でした。

市から、すぐに就職するのではなく、その力をつける為の就労準備支援があるとお伝えしていましたが、本人の意欲は湧きませんでした。2月になりその意欲が出たところへ市の担当者とともに自宅を訪問し、支援内容の詳細をお伝えし、支援を開始することとなりました。

2. 対応・支援

本人へのキャリアコンサルティングを実施し、本人の目標や現在抱えている不安、問題点をお聞きし、諸問題を明確にしていきました。その目標に向かい、不安や問題点を解決する為に、その方の為のオリジナルなプランを作成し、プログラムを実施する予定です。

3. 支援の結果

キャリアコンサルティングを実施したばかりで、実際のプログラムはまだ実施しておらず、継続中です。

事業受託当初は周知が不十分な為、対象者が少ないことで、グループワークが実施できない、友人作りプログラムができないなどの問題があり、状況に応じて実施可能なプログラムの作成などで苦慮しました。

今後も、よりよいプログラム運営のためにも、周知活動の徹底が重要な課題の一つと言えます。

困窮者自立支援における 就労準備支援事業の位置づけ

当団体が長年培ってきた相談支援だけでなく、出口支援の有効性が、まだまだ関係機関の皆様にも周知されていません。

さらに関係機関の方だけでなく、一般の方にもその有効性が理解されておらず、就労準備支援とは何かの共通認識も醸成されておられません。その為、就労準備支援事業への参加者が少ないのが現状です。

就労準備支援プログラムを行ううえで、参加者の人数確保は重要な問題です。参加者の数が少ないと、実施できるセミナーの種類が限られてきてしまうからです。そのため、グループワークを有効に機能させ、出口支援をより有効にしていく為には、ある程度の参加人数（最低5名）が必要となります。

このように、周知の問題は本体事業の有効性とも大きく関連しており、一般市民の皆様への、幅広い生活困窮者自立支援事業についての周知活動の徹底が望まれます。



集中訓練コミュニケーショントレーニング

おわりに (委託元・社会福祉課)

真に困窮している人ほどSOSを発することが難しいとされており、「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図らなければなりません。そのためには関係機関との連携が大切となり、滞納相談や公営住宅の家賃、水道料や学校給食費の滞納情報なども重要な情報源となります。また、地域で最も身近な相談相手として活動していただいている民生委員児童委員の方たちとの連携を図り、地域のネットワークの強化、周囲の理解と協力の輪を広げる地域づくりへの協力が重要となります。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護が適用となる手前の方々にはできるだけ早く支援を届ける制度であり、制度の狭間にいる方や、社会から排除され孤立している方など対象を幅広くとらえた制度と制度をつなぐ制度と言えます。

最低生活費の保障を伴う生活保護制度と異なり、「支援されたくない」と言われたら関係は終わってしまいます。特に経験をある程度積んで「慣れて」くると、相談内容と支援方針がパターン化され、「本人の問題」として捉えるのではなく、「就労の問題」「多重債務の問題」といった型にはまった支援になってしまい、本人をないがしろにしてしまう危険性が大きくなります。支援者と本人の関係が、支援する側と支援される側というある種の上下関係になるのではなく、本人の抱える問題に対して一緒に悩み考える「対等な関係」であることが重要であると思います。生活困窮者は、様々な問題を抱えている場合が大半です。その場合、型にはまった支援ではなく、その人その人に合わせた支援を大切にしていきたいと思えます。

社会福祉施設の取り組み

低所得障害者等への住宅提供事業

社会福祉法人 博慈会

団体概要

【団体名】

社会福祉法人 博慈会

【代表者】

理事長 高橋 博

【所在地】

茨城県牛久市女化町253-2

【電話番号】

029-874-4800

【ホームページ】

<http://www.hakujien.or.jp/>

【事業概要】

介護保険事業

- ・介護老人福祉施設事業
- ・短期入所生活介護事業
- ・通所介護事業
- ・訪問介護事業
- ・福祉用具貸与事業
- ・居宅介護支援事業

障害福祉事業

- ・居宅介護事業
- ・短期入所事業
- ・生活介護事業

その他の事業

- ・アパート運営事業
(グリーンハイツ)

グリーンハイツ事業

1. 社会福祉法人 博慈会について

本体である社会福祉法人 博慈会は平成2年に設立。

平成4年に牛久市最初の特別養護老人ホームとして開設。

以来、地域の皆様から様々なご支援を頂きながら運営しております。

法人の理念として、
「ご利用者に喜びを、ご家族に安心を」

～今あなたのしていること、

あなたの思い出を大切にします～
を掲げ、ご利用者個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを法人の目的としております。

2. 高齢者や障害者にとっての住まい探し

高齢者や障害者が住まいを見つけるにあたっては、仲介業者や大家さんの理解、ご家族や親族のサポート、家賃の支払い能力等が揃って初めて可能となります。

このため、生活保護受給者や低所得の状況にある高齢者や障害者にとっては、賃貸住宅の物件探しは非常に困難となっています。

一方、仲介業者や大家さん側としても家賃滞納のリスクの他、

「入居者にいつ何があるかわからない」

「火災等が起きてしまうのでは？」

「死亡等があった場合、他の賃貸契約に影響がでる」

等の理由から高齢者や障害者を敬遠する傾向があります。

在宅サービスのご利用者からもこうした賃貸や住み替えについてご相談いただくこともあり、常々、博慈会として何か良い方法を提供できないか考えていました。

3. アパート寄附を受けて

そんな折に地域の方より新たな“ご支援”をいただきました。平成26年4月、本体事業である介護老人福祉施設の至近にあるアパート建物をご寄附として頂戴することができたのです。

アパート「グリーンハイツ」は鉄骨造の2階建。1階8室、2階8室の計16室。部屋は洋間の1K。お風呂はユニットバスになりますが、エアコンや駐車場付きで、別途の料金もかかりません。築19年程になりますが以前のオーナーの方がこまめに手入れされていたので内装もきれいな状態です。

博慈会として、頂いたご支援をどう地域や職員の為に生かすかを検討いたしました。その結果、3つの事業を行うこととなりました。

アパート「グリーンハイツ」運営事業

- ご寄附前より継続している近隣医療機関との契約に基づく社宅契約継続
- 博慈園職員向け住宅
- 低所得高齢者及び障害者向け住宅

4. 低所得高齢者及び障害者向け住宅提供事業

社会福祉法人の運営するアパートとして、「グリーンハイツ」では低所得の高齢者や障害者の方々が入居しやすく、生活しやすいよう、右記のような運営を行うこととしました。

但し、「グリーンハイツ」には博慈会職員や近隣医療機関の方もお住まいである関係上、介護認定として要介護3以上の状態であり、尚且つアパートでの居住継続が難しいと判断される場合には、特別養護老人ホームや障害者施設、グループホーム等、次の住まいを紹介の上、退去頂くこととなっております。

- ・ご寄附としていただいた物件である為、賃貸料は極力安く
- ・礼金は無し。但し退去時費用の保証金のみお預かり
- ・低所得者、生活保護支給決定待ち等の場合、家賃を減額又は免除。
- ・介護施設と至近であり、日常の生活について見える範囲で見守る。
(洗濯物の有無、お買い物をされている様子など)
- ・電球切れ等簡易な修繕の受付、対応により生活状況を把握。
- ・関係機関との連携による、入居者ご本人の状態を把握。

アパート「グリーンハイツ」に入った相談事例

相談事例 1.

1. 相談経路

関係課地域包括支援センター担当者から入居に関する相談。

対象者：A氏 高齢者 年金額は約10万円/月

状態：要支援1の介護認定。日常生活動作はほぼ自立しているが、認知症状があり徘徊、異食行為などが確認されている。

知的障害者として障害者手帳交付あり。

経過：県外で母親と共にアパート暮らし。

母親他界後も在住。

：徘徊や収集癖が見られるようになり周囲住民より苦情がある。

：妹夫婦宅に引き取られるが、妹の家庭の事情で妹宅での居住も困難になる。

：市内の障害者グループホームに入所。

課題：食事もせずに自室に引き籠る対象者について、誰が、いつ、どのように声掛けを行い、支援していくのか。

：徘徊、収集癖、異食行為等周辺症状が見られた場合にどのように対応するか。

2. A氏への対応

A氏に関する相談に対し、博慈会ではグリーンハイツ入居について、以下の対応も併せて提案し、市及び地域包括の担当者、ご家族、関係者に判断を委ねました。

- 居宅介護支援事業所や訪問介護事業所、グリーンハイツ担当で体制をつくり、定期的に様子を伺う
- 博慈会の介護予防通所・介護予防訪問介護のサービス利用を提案
- 配食事業の利用を提案。食事の声かけ、服薬の声かけ・喫食の確認を行う

その後、A氏については、他の事業所に入居することが決まった旨、地域包括の担当者より連絡があり、グリーンハイツ入居には至りませんでした。

相談事例 2.

1. 相談経路

地域包括支援センター、民生委員、ご本人が来園。グリーンハイツの見学と共に入居に関するご相談がありました。

対象者：B氏 高齢者 無保険、無年金

状態：介護認定なし 日常生活動作は自立。認知症なし

経過：夫が他界した後、市内で娘夫婦と同居するも、娘が先に他界

：無保険・無年金であり経済的に困窮。また、同居家族との関係も難しくなった。

別居しようとしたが、転居先は見つからなかった。

課題：家族間トラブル等の未然防止、別居のための住居確保

：生活基盤を整えるための生活保護の受給等

2. B氏への対応

B氏に関する相談に対し、入居について、以下の対応も併せて提案。地域包括支援センターの担当者、ご本人、関係者に判断を委ねました。

○経済的基盤が無く、生活保護も引っ越し後に受給申請を行うため、生活保護受給決定までは一切の費用は免除とする。

○ご本人の日常生活動作は自立。認知症も無い為、訪問や声掛け等は行わない。

○日常の見守りの他、ご本人に家賃支払いに来園いただいた際、生活状況の聞き取り等の活動を行う。



3. B氏の入居

その後、B氏及び民生委員より入居を決めた旨の連絡をいただきました。

この結果を受け、地域包括支援センター担当者の生活保護申請、転居後の民生委員の引き継ぎ等と同時並行でB氏の入居契約を進めました。

当初の提案通り、生活保護受給決定まで保証金と家賃を免除としましたが、生活保護受給決定後から家賃を頂いております。

その後、B氏は安定した生活を送っておられるようで、近所の商店にお買い物に行かれる姿も確認され、家賃のお支払にも欠かさずお見えになっております。

大きなトラブルは無く、身体状況の悪化や認知症状の発生も見られることなく経過しております。

4. B氏の今後について

本件に関しましては、トラブル等の未然防止、生活基盤の確立という当初の課題については解決できたものと考えております。

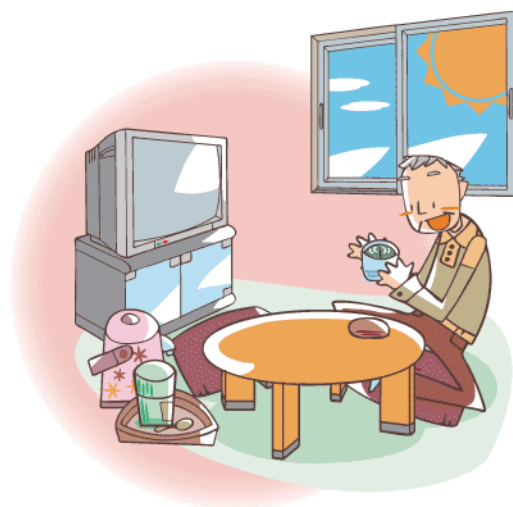
一方、今後については、「ご本人の体調急変時の対応」と「ご本人の加齢による心身状況の変化への対応」という課題があります。

「体調急変時の対応」については、現状、ご本人には身体状況の悪化や認知症状の発生はないものの、ご本人の間にはグリーンハイツの賃貸契約があるのみとなっており、体調急変があったとしても、博慈会側としてはご連絡を頂かない限り把握できない状況であります。

一方、「ご本人の加齢による心身状況の変化への対応」は、博慈会での見守りや家賃支払い時の状況確認の他、担当民生委員による状況確認、地域包括支援センター担当者による状況確認等、複数の目で確認しています。

異常が見受けられれば、ご本人及び関係者間で話し合いの場を設けることとしております。

この話し合いの場で関係機関とも調整の上、ご本人の希望や了解の元、ご本人の状況に応じた介護サービスの提供、緊急通報システム等、体調急変時の対応方法や本格的な介護が必要になった場合の退去等の対応をおこない、B氏の生活を支援できればと考えております。



課題、問題など

5. 事業の取扱いについて

当該物件は「グリーンハイツ」の寄贈以前より近隣の医療機関にて社宅としてお使いだったことから、現在も同様としているため、「グリーンハイツ」運営事業は社会福祉事業の一環として行うことができませんでした。

この為、現状、「グリーンハイツ」運営事業は社会福祉法人の行う収益事業としております。これにより収益事業として取り扱いをされる「グリーンハイツ」運営事業は、非常に限られた資金で運用されております。本体事業である社会福祉事業から収益事業への資金流用は原則禁じられている為です。

今後、このような事業については特例的に社会福祉事業に含む、または、こうした事業に対して改修や修繕の助成金等のご検討をいただくことで柔軟な社会貢献事業を促進することが出来るのではないかと考えます。

とはありませんが、低所得である場合、選択肢はあまりありません。

こうした取り残された「介護を要しない」「低所得層」で、且つ「高齢者や障害者」の数は、社会全体から比べれば極少数であり、ビジネスモデルとしても成立は難しいのではと考えます。

だからこそ、公共性の高い社会福祉事業を主たる目的とする社会福祉法人博慈会で継続して行きたい事業なのです。

他方、取り残された「介護を要しない」「低所得層」で且つ「高齢者や障害者」は社会とのかかわりが薄く、周囲から状況の把握がなされていない可能性もあります。

本事業に対してあった相談は2件とも、市の介護事業者で構成する「介護等事業所連絡協議会」の会員様より事前のご相談を頂いておりました。行政や機関の情報とは別に介護事業所間、ご利用者のご家族、地域住民の皆様などの“草の根”的ネットワークを活用し、取り残されている「高齢者や障害者」を掘り起し、安心した生活基盤の構築をお手伝いすることで、地域の福祉においての「ご利用者に喜びを、ご家族に安心を。」が実現できるものと考えております。

今後の展望

6. 低所得高齢者及び障害者向け住宅提供事業の今後

今のところ、本事業については相談が2件、入居が1件のみとなっております。

高齢者の場合は介護保険制度の充実により、また障害者の場合は障害者総合支援制度が整備され、介護を要する方については様々なサービスが展開され、住まいの提供も多種多様になっています。

しかし、「介護を要しない」高齢者や障害者の場合はどうでしょうか？

経済的に支障がなければそれほど困るこ



県内の特定非営利活動法人（施設名非公開）

低額宿泊施設運営事業

自立を目指し生活の基礎を整える

団体概要

【団体名】

非公開

茨城県で活動している生活困窮者支援団体

【事業概要】

当法人は、茨城県内の路上生活者・生活保護受給者等の生活困窮者に対して、日常生活、社会参加、就労等に関する支援事業を行い、当事者が尊厳ある人間として、現在と将来を生きていける社会づくりに寄与することを目的としています。

現在は、第2種社会福祉事業、無料低額宿泊所を運営し生活困窮者の日常面、社会活動面、経済面での自立を実現するべく共同生活の支援を行っています。また、1カ月に2、3回ほど、路上生活者への食糧・日用品支援と相談活動も実施。その他、行政機関や他団体の依頼を受け、緊急性の高い生活困窮者（世帯）への訪問型の支援（食糧支援や相談）の実績も持ちます。

また、自立準備ホームとして保護観察所から委託事業を受け持っています。



食糧支援で配布するお弁当

事業のきっかけ

2001年、茨城県の県庁所在地にある水戸駅の5番バス停で活動はスタートしました。片足のない犬を連れて四国からの旅人（路上生活者）が5番バス停に滞留中、通りがかりの現代表がその犬に注目したことをきっかけに、その旅人（路上生活者）の現状を知ることになりました。現代表を中心に、駅周辺で路上生活者を対象に食糧支援を実施。通りがかりの学生や社会人も参加することになりました。

さらに、居住支援の必要性を感じ、路上生活者の一時宿泊所を、現代表の自宅で行うことになりました。

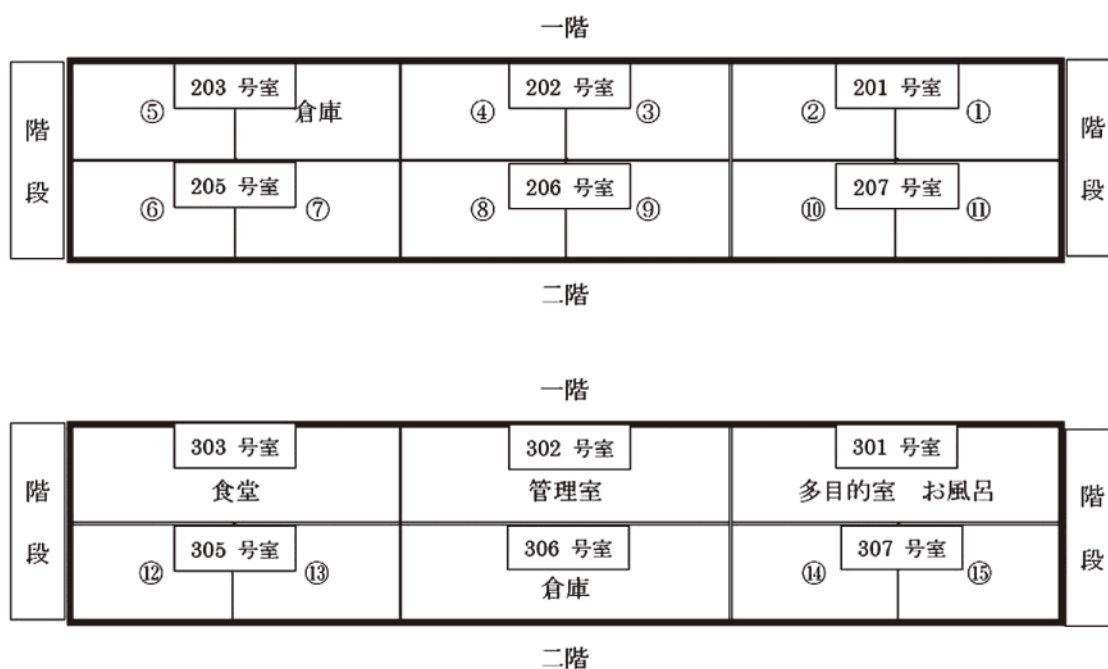
生活困窮者支援事業

このような活動を行うにつれ、路上生活者は高齢や障害等の背景から就労困難な状況になるという課題を知り、継続的に路上生活者を支援していく必要性を感じていきました。そして、行政からのアドバイスもあり、NPO法人化や第2種社会福祉事業の申請を実施し現在に至ります。

本格的に事業化するにあたり、施設、設備整備に資金が必要になりましたが、ボランティアな団体からスタートしているため、銀行の借入れなどを利用できず苦労しました。NPO法人として信用保証協会活用の広まりに期待したいところでもありました。

現在の活動の一つが、第2種社会福祉事業、無料低額宿泊所の運営です。

生活支援施設の見取り図



2棟の建物を使い、15名の入居が可能。

食事の時間は決まっており、生活リズムを整えることにも効果がある。

そこでは、様々な背景を持った人たちが、日常面、社会活動面、経済面での自立を実現するべくスタッフのサポートを受け、日々共同生活を送っています。スタッフも含め、共に生活を送ることで、信頼関係の構築や利用者へのアセスメントを深められることが当団体の強みであるといいます。

無料低額宿泊所といえは貧困ビジネスとしてマスコミに取沙汰されることもありますが、当団体は、健康が自立に向けた第1

歩であるとして、規則正しくかつ栄養の偏りもないように年間365日、1日3食、毎日欠かすことなく食事を提供しています。その他1カ月に2、3回ほど、路上生活者への食糧・日用品支援と相談活動を実施しています。また、保護観察所と連携して自立準備ホームとして、困窮状態からやむを得ず罪を犯してしまった人たちの自立支援も行っています。

自立に向けた4つのステップ

1 相談・保護

行政機関などから相談を受け、本人の健康状態や自立に向けた意思を確認し、必要事項を基に話し合い、最終的に入居となります。

2 とともに暮らす

入居後、グループ生活に入ります。保護に至るまでには様々な経緯や背景がありますが、スタッフも含めてともに暮らすからこそ見えてくる自立に向けた課題を把握するのがこの段階です。

3 生活習慣・職業訓練

家事等を通して、日常生活で自立するうえで必要なスキルを身につけます。また、職業訓練等の場をコーディネートすることで、就職したあとの継続的な勤労のための責任感やテクニックを習得します。

4 自立に向けて

ステップ1～3を経た上で、ようやく本格的な就職活動や生活拠点の確保を目指します。自立支援の最終段階です。

具体的事例 1.

1. 相談経路

40代男性 路上生活者

相談センターへ電話での相談があったとのことで、支援依頼を受ける。

2. 対応・支援

相談者の状況を聞き取り、現状所在地の福祉事務所を紹介。

戸惑いがあったため同行支援を行い、福祉事務所との相談の結果、生活保護を適用のうえ、当施設へ入居が決定した。

共同生活を通じたアセスメントの結果、就労意欲も強く能力も高いと判断し、地元経営者の協力により週2～3回の就労訓練。

3. 支援の結果

現在、就労訓練を通して見出された強み、気づきを通してハローワークの就労促進事業を活用して就職活動中。

具体的事例 2.

1. 相談経路

30代男性

保護観察所経由で、自立準備ホームとして委託を受ける。

2. 対応・支援

共同生活による見守り、信頼関係、基本的生活習慣の構築を行う。

知的障害の疑いがあったので、療育手帳の申請を支援し、ハローワークを通して、障がい枠での就労支援を行った。

3. 支援の結果

現在、障害者枠でフルタイム就労継続中であるが、生活習慣上の見守りと支援も同時に行っている。

具体的事例 3.

1. 相談経路

60代男性 路上生活者

路上での食料支援の流れで本人から相談を受ける。

2. 対応・支援

生活保護申請の支援を行い、一人暮らしを希望したのでアパートの入居が決まる。

その後もフォロー、見守りを継続するもアパートはゴミ屋敷となり金銭管理も行えず、妄想・幻聴などの症状が疑われたので病院への同行支援を実施したところ統合失調症と診断される。

医師等との相談結果と本人が希望したことから当施設の入所が決定する。

規則正しい日常生活や福祉施設ディサービスの利用支援を実施。昼夜を問わず見守りを実施。

3. 支援の結果

施設で安全・安心な生活が実現し、ディサービスでの交流も楽しみにするようになる。

その後、身体的持病が悪化し亡くなってしまった。

教会の協力もあり葬儀も実施。現在も別施設に入居中の遺族（息子）と定期的な交流を行っている。

具体的事例 4.

1. 相談経路

50代女性

同棲中の男性から家を追い出される形で福祉事務所に相談。

その福祉事務所から依頼を受ける形で当施設へ入居が決定する。

2. 対応・支援

極度の栄養失調状態にあり、持病が悪化し続けているにも関わらず病院にも行けていない生活だった。

このことからDVが疑われ、専門相談員と連携のもと精神的ケアを試みる。

施設での食事提供と病院同行支援を継続的に実施。病院と相談の結果、入院、手術することになる。

3. 支援の結果

病院に入院中、公衆電話から元同棲の男性に電話コンタクトを取ってしまう。

元同棲男性も再度受け入れの意思を示したことから、入院を中断してまで男性のもとに戻ると主張を始めた。

福祉事務所職員と病院とで説得を試みるも男性のもとに戻ることになってしまった。

入院前までは、男性との接触を拒んでいたにも関わらず不可解で残念な結果になってしまった。



提供している食事の一例

共同生活を通じての支援をする中、正月にはおせち料理を提供するなど、季節感も大切にしている。

課題、問題など

社会復帰への障壁

事業を実施していくうえで様々な背景を持つ生活困窮者と接する機会がありますが、そのなかで中高年世代の生活困窮者が増加している気がしています。

若年者は制度的なサポートや親のサポートが得られたとしても、中高年の場合はその限りではありません。

中高年世代の引きこもりも増えている実感もあります。中高年世代は、生活困窮状態に至るまで知的な、または精神的な障がいが見過ごされているケースが多々あります。

しかし、保護される時点で、住まいを失っている、食べるものもない、仕事もない、身元引受人・保証人もいないという緊急性が高い状態であるケースも多いのが現状です。

そのため、じっくりと生活困窮に至った背景へアセスメントし、社会復帰に向けた支援プログラムも整備する余裕も機会も十分ではありません。

急を要する状態で対応するばかりでなく、それぞれの段階で課題を発見し、それぞれの課題に対応できるよう、高度な専門性を持つ人材や機関との連携も今後の課題になってくると思われます。

いずれにせよ目の前に必要とされているものは経済的支援、住まいの支援なのです。

しかし、無業状態や職業を転々としてきた方も多くなか、単純に職業を斡旋すれば上手くいくという訳でもありません。そもそも安定的就労に向けて何らかの課題を持っているからこそ生活困窮状態に陥っているからです。

また、就労に限らず人生の再スタートを切るためには、身元引受人、保証人がいな

いということも大きな問題として私たちはだかります。

社会との接点づくり

これらは、支援ゴールの問題にもつながります。中高年のなかでも高齢に近づくほど就労は困難になります。就労も社会参加の一つの形であると考えれば、それが困難な多くの困窮者は、社会的孤立状態にあるといえます。

それは、就労への移行のみに限らず、いかに地域との接点を作っていくかが前提として問われているといえます。これは、社会のなかで人間らしい生活を送っていく、人間としての存在意義が問われる根本的な問題であると感じています。

社会的包摂が謳われる社会ですが、制度的にサポートされやすい若年者とは違い、中高年生活困窮者が人間らしい生活をスタートさせていくためにはまだまだ大きな壁が立ちまわっていると感じています。それは、長年の困窮状態から生じてくる困窮者本人の自己疎外意識や、地域社会の偏見から来るものかもしれません。

以上のような課題が放置されてきた期間に比例して、社会復帰のために要する期間も長くなると言っているかもしれません。

支援のゴールへの道のりは長く、ゴールのあり方も、より多様であることの理解が求められます。



今後の展望

ここでは今後、生活困窮者のニーズへ安定したサービスを提供していくために考えるべき、いくつかの課題を挙げていきたいと思えます。

まず、安定したサービスを提供するためには、事業の継続性をいかに担保していくかが問題になります。事業の継続性を担保していくために、単純にサービスを提供していく「人」と、その確保のための「財源」が必要となるでしょう。「財源」の確保でいえば、保護観察所からの委託費用以外では、入居費が大きな割合であり、この入居費については、大半の入居者は生活保護を受給しており、それによって賄われています。

困窮者の自立が支援の目的ですから、できるだけ短期間で自立へと導いていくことが理想です。

しかし、制度の狭間の分野では多人数の受け入れが難しく、また高齢福祉、障害福祉の分野のような制度的裏付けは、ほぼありません。

そのため、本来望まれる「自立」が、そのまま大きな収入の減少につながってしまいます。つまりひとつ目的を果たすたび、事業継続の費用捻出のために頭を悩ませなければならぬこととなります。

その意味で、組織が目指すべき生活困窮者の「自立」と、組織の継続性という、本来両立されなければならない部分で、根本的な矛盾を内包したまま組織を運営していかなくてはならないという課題を持ち続けるわけです。

結果的に、なるべく多くの入居者を確保して、かつ必要経費をなるべく抑えるという方法を取る組織も出てきます。一部屋に何人もの入居者を押し込めて、食事もほとんど与えず、自立に向けた支援もほとんど行わない、いわゆる「貧困ビジネス」を生

み出す温床へとつながってしまうわけです。

スタッフ確保の問題も同じです。スタッフの常駐が求められる訳ですが、雇用できる少数のスタッフで長時間拘束勤務のなかで、様々な課題、バックグラウンドを持つ入居者へのサポートも限界が生じてきます。これは、自立支援施設として総合的なキャパシティの問題にもつながってきます。

生活保護まで至らない、住所を持たない子連れ家族、中高年、若者の仕事が見つかるまでの一時的な居所提供等の相談を受けることも増えていますが、残念ながら対応できるケースも限られている現状です。

平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行されていますが、どの程度生かされているのでしょうか。

豊富な資金源を持つ大規模事業者であれば、上記のような問題は生じて来ないかもしれません。しかし、生活困窮は今やどの地域、誰の身にも生じかねない身近な問題であると言えます。

地域福祉、社会的包摂という視点からすれば、官民協働はもちろん、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア等を含め、垣根を取り払い、それぞれが現状に沿って本音で語り合い、その地域なりの生活困窮者支援の仕組みづくりや制度設計の必要性を感じます。

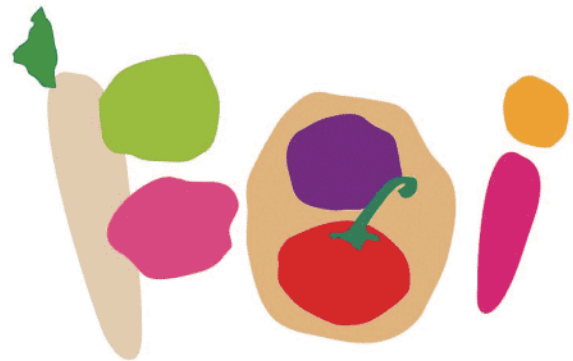


「もったいない」「を」「ありがとう」「に」

フードバンク事業

特定非営利活動法人フードバンク茨城

団体概要



FOOD BANK
ibaraki

【団体名】

特定非営利活動法人 フードバンク茨城

【代表者】

理事長 大野 覚

【所在地】

〒300-1221

茨城県牛久市牛久町1024-1

パルシステム茨城うしくセンター内

【電話番号】

029-874-3001

【ホームページアドレス】

<https://sites.google.com/site/fbibaraki>

茨城県で唯一のフードバンク活動に取り組む団体です。フードバンク活動とは、様々な理由で廃棄されてしまう、まだ賞味期限内の食品（食品ロス）を企業やご家庭などから無償でいただき、食を必要としている方を支援する団体などに寄贈するボランティア活動です。

フードバンク活動

フードバンク茨城のなりたち

2009年4月に、地域のパートナーシップを拓くSRネット茨城（連携組織：茨城NPOセンター・コモンズ，茨城県経営者協会，茨城新聞社，パルシステム茨城，連合茨城）での、様々な組織の連携による実践テーマとしてフードバンク活動を位置付け、他地域の先進事例視察，市民を集めた勉強会や設立準備会の開催，企業や福祉施設への調査事業を重ね，2011年3月にNPO法人設立総会を開催しました。

運営には生協に多くのご協力をいただき，活動拠点として，牛久のパルシステム茨城の配送センターの一部を事務所・食料備蓄庫として間借りし，いばらきコープ本部の倉庫にもパレット単位などの量の多い食品を保管しています。

「もったいない」を「ありがとう」に，をコンセプトに，食品ロスの活用を念頭に環境的性質が設立当初は強かったのですが，寄贈いただいた食品の福祉施設への配布を重ねるにつれ，食のニーズの高い生活困窮者支援により力点を置くようになりました。

2012年頃より社会福祉協議会（以下，社協）との連携会議を開催するようになり，生活福祉資金貸付制度などで社協事務所に来る生活困窮者に対し，社協のケースワーカーを通じた食品提供の仕組みが生まれました。法人設立総会直後，東日本大震災が発生し，当面の間は救援物資の配送活動などを行いましたが，その活動を通じて食品配送や保管，需給調整のコーディネートなど配送のノウハウを蓄積することができました。

運営状況

2014年度には94.8トンもの食品をお預かりしましたが，重量で見ると，大部分は企業からいただいています。

外装の破損や印字ミス，期間限定や規格外の食品，賞味期限が迫った防災備蓄品など，様々な理由で廃棄される運命にある（まだ十分食べられる）食品をいただきます。

飲料，お菓子，レトルトなど多様ですが，同種のを大量にいただく場合が多く，利用者が多い福祉施設などにお渡しします。



フードドライブで集まった食品



筑波愛児園にて

県内 27 の児童養護施設や 24 の障がい者支援施設、6 か所の高齢者施設と確認書を締結しています。食品の種類や量に応じて施設に連絡し、必要な量をお届けするか、引き取りに来ていただきます。

また農家から大量のイモなど、多少日持ちする野菜をいただく場合も、同様にマッチングします。

一方、ご家庭に眠る食品をいただく活動は「フードドライブ」（食の運動）と呼び、お歳暮やお中元などで多くいただいたご家庭で食べきれない食品などをいただきます。

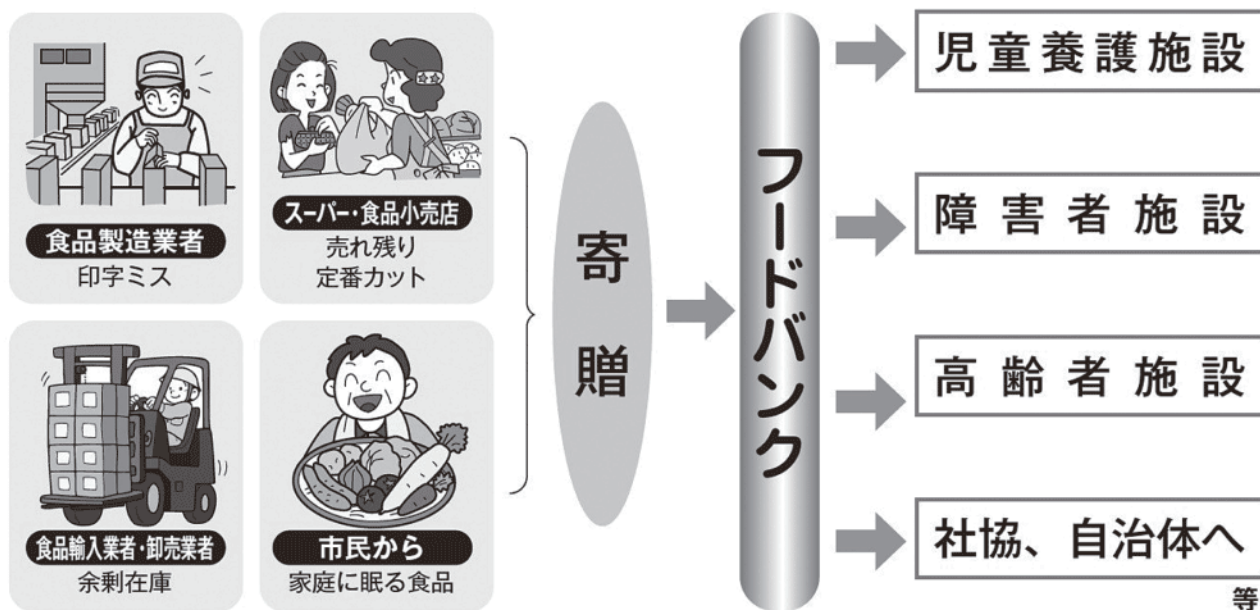
企業からの食品に比べ量は少ないものの、多くの品種をいただきますので、様々な事情で生活にお困りの方を支援する自治体や社協などにお渡しするのに適しています。

現在県内 30 市町村に食のセーフティネットの輪が広がっています。福祉機関に数箱ストックしていただいたり、特定の支援対象者の事情や世帯収入、家族構成などに合わせ、1 週間程度箱詰めしてお届けしたり、引き取りに来ていただきます。食のニーズが高い方々を支えるには、フードドライブを通じてご家庭の食品を多く集める必要があります。

食品を寄贈いただく方も、「少しですが地域の役に立てるのならば」と共感いただき、余った食を活かせる機会に喜んでいただいています。

龍ヶ崎市の生活困窮家庭の児童生徒の学習支援団体「NGO 未来の子どもネットワーク」では、おにぎりやパン、温かいスープが提供されています。また、つくば市の児童養護施設では、食べ盛り子どもたちに食品がもう一品加わることにより、子どもたちが社会に支えられていると実感する機会となり、身体だけでなく心も温まる、と伺っています。

フードバンクは、捨てられてしまう「食」に新たな命を吹き込み、食に困った人におすそわけする社会貢献活動なのです。



「きずな BOX」導入による市民参加の広がり

2015年夏頃より、常設型のフードドライブの食品受取箱「きずな BOX」を、県内の社協施設を中心に導入を進めてきました。これまでフードドライブは、連携する団体が開催する行事などでブース出展を行い、食品を集めてきましたが、スタッフの配置や事前の広報など、開催の都度労力を取られて効率的に食品を確保することが困難でした。そこで、不特定多数の市民が行き交う施設でこのきずな BOX を常設していただき、施設開館中は、いつでも気軽に家庭に眠る食品をご寄付いただけるようになりました。缶詰、インスタント食品、レトルト食品など、未開封で賞味期限が2か月以上ある、常温保存可能な食品をいただきます。特に、おかずとしてすぐに食べられる食品を求めています。

きずな BOX などフードドライブで得られる食品の中には、家庭に眠っていたものだけでなく、わざわざ購入いただいていると思われるものも少なくありません。

2016年3月現在、社協のほか、生協の店舗や生涯学習施設など県内17か所に設置場所が増えています（設置場所の詳細はホームページ参照）。食品もある程度安定的に確保できるようになりつつあります。

きずな BOX で集めた食品は、社協や自治体などを經由して食のニーズが高い生活困窮者に届けられます。

きずな BOX を設置したことで、お米のご寄付も増えています。特に新米から古米に切り替わる時期などは多く寄せられます。きずな BOX があることで、食品の寄付への啓発が進んでいると実感します。ドラム缶サイズが目立ちますので、きずな BOX 自体が広告塔の役目も果たしており、食品寄付の啓発と、生活困窮の課題の発信につながっています。また新たな BOX を設置すること自体が広報のきっかけとなり、新聞やテレビなどで取り上げていただく回数も増えました。フードバンク活動は常に食品の寄付を受けなければ活動が成り立たないため、マス・メディアとの接点が増えることはとても重要なことです。報道を見て、フードバンクとの連携を検討していただく企業も増えていると実感しています。

きずな BOX を設置する以前は、ごみを入れられるのではないかと、故意に破損されたり、落書きをされたり、また寄贈いただいた食品を盗まれてしまうのではないかと、様々な懸念がありました。しかし実際に導入を始めて半年経ちますが、現在のところ危惧していたトラブルはなく運用できており、さらに広がればと思います。



各地に広がる「きずな BOX」

課題、問題など

フードバンク活動への社会的理解が広がっている一方で、活動をさらに広めるためにはより多くのボランティアの力が必要になります。フードバンク活動を支えているのは市民のボランティアですが、現在中心となっているのは15名程度です。きずなBOX設置に関心を示していただける団体も多くありますが、BOX内の食品の確認、回収など、設置場所を広げるにはより多くのボランティアが必要になります。

また、牛久事務所で日々食品を取り扱っているため、なかなか県央や県北、県西、鹿行など他の地域に活動を広げにくいということがあります。食料備蓄庫を県南以外に広め、各地域にボランティアが広がれば、より食品の受取と配送がしやすくなります。

食品関連企業との関係づくりも課題です。茨城に工場があるものの、東京に本社がある企業が多く、なかなか地元のフードバンクに食品が集まりにくい社会構造があります。

フードバンク活動を持続可能にするための資金調達も課題です。この活動は収益を生むものではなく、無償でいただいた食品を無償で届ける慈善活動のため、配送や食品管理、事務所経費など仲介経費をどのようにまかなうかが課題となっています。職員を雇用するのは容易ではありません。

寄付や会費で多くの市民に支えられていますが、生活困窮の課題を発信し、より多くの市民の共感と支援を得て、組織運営を安定化させる必要があります。

今後の展望

生活困窮や子どもの貧困に社会的関心が高まる中、フードバンク活動への理解が以前にも増して高まっていると感じます。食のセーフティネットをさらに広げるべく、きずなBOXの活用は今後に向けた大きな可能性を持っています。

実際に、社協や自治体などで食品を渡された生活困窮の方は「やっと食に困らずに済む」と、涙を流して喜ばれるとよく聞きます。生活保護申請が通るまで、また生活保護などが次に入金されるまでに何とか窮地を凌ぎたい、という方々の支えになっています。生活困窮者を支える地域の活動が限られている中、フードバンク活動は福祉機関にとっても強い味方となっています。

フードバンク活動は食品を仲介するだけではなく、生活困窮の課題を可視化させる役割も持っています。現在社協や自治体などを対象とした調査活動に取り組んでいます。どのような方に食品が渡され、どのように活かされているかを社会にさらに発信することで、より多くの食品の寄贈やご寄付をいただけたらと思います。

また、生活困窮の方もフードバンク活動に加われるようにしていきたいと考えています。東日本大震災の被災地でも見られたように、人は一方的に支援を受けるのを好みません。社会の役に立てていると実感する機会をつくることで、自立への一歩につながります。そこで現在、水戸にあるひきこもりの中間就労の取り組みを行っている「グッジョブセンターみと」との連携を模索しています。フードバンク活動に青年が関わることで、自立への一歩や就労意欲、自己効力感の向上につながれたらと考えています。

平成24年度に国内で発生した食品ロスは、なんと642万トンもあります。国民一人あたり、毎日おにぎりを2個捨てている計算になります。

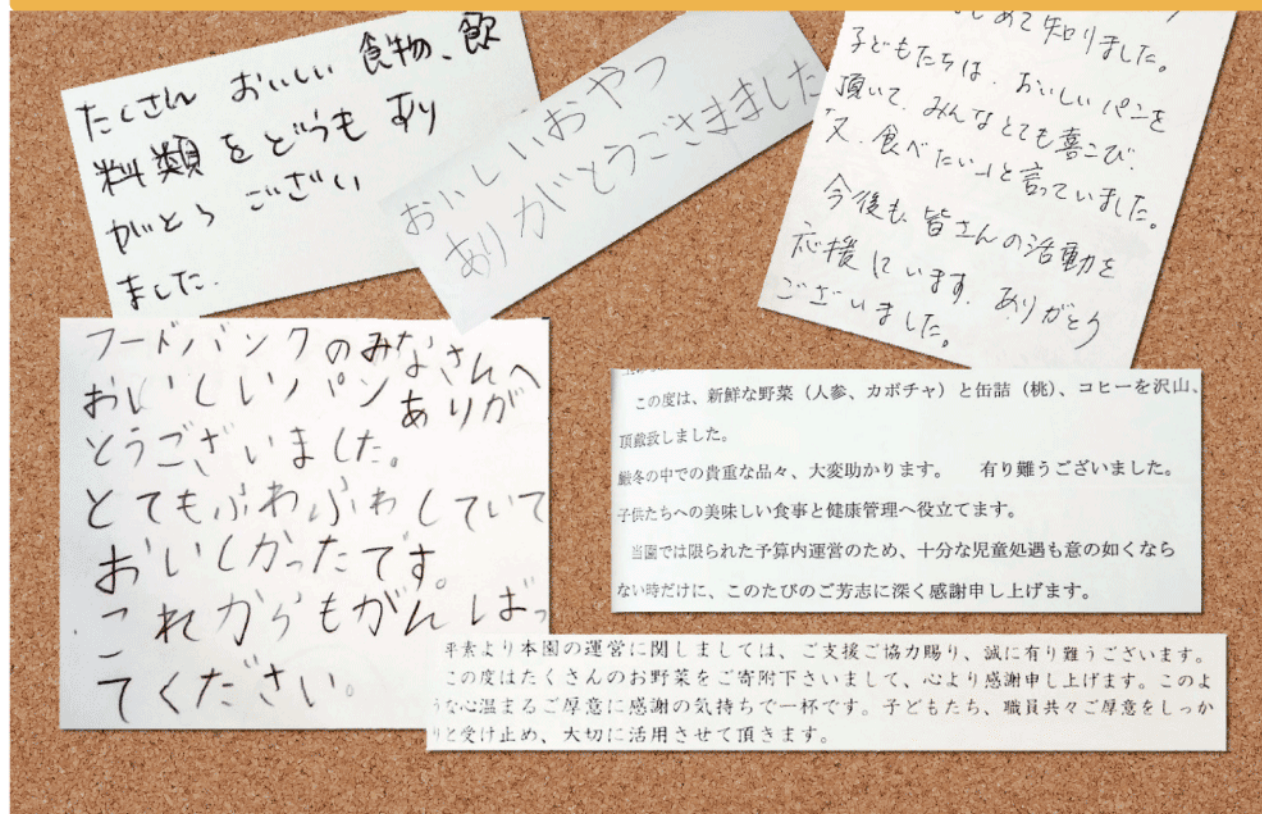
フードバンク活動が全国的な高まりを見せますが、実際に活用できている食品ロスはその1%にも満たない量です。まだまだ食品ロスを活かしきれていない状況があります。

一方で、同年の子どもの貧困率は16.3%（6人に1人）で、ひとり親世帯の貧困率は54.6%と突出して高い状況です。

山形大学の研究では、茨城県内でも8.6%もの子どもが生活困窮の状態にあるということです。茨城だけで3万人以上もの子どもが、毎日の食べものに困ったり、一日の食事が給食だけであったり、運動具が買えなくて部活に入れず、といった状況があります。このような社会で本当に良いのでしょうか。

「もったいない」という言葉を生み出した日本で、この大いなる無駄を社会に役立て、一緒に食の命をつなぐ活動に参加しませんか。

多くの感謝の声



団体概要

【団体名】

特定非営利活動法人
NGO 未来の子どもネットワーク

【代表者】

かさい ひろこ

【所在地】

〒301-0847
茨城県龍ケ崎市城ノ内3-2-2

【電話番号】

0297-62-8932

【ホームページアドレス】

<http://miranettohp.butanishinju.com/>

【事業概要】

全ての子どもたちに対して、未来に平和を願うため、子どもが安心して暮らせるように、社会の基盤となる子どもの権利条約を守るための啓発に努め、子どもの権利保障の拡大と福祉の増進、子どもの社会参画の推進に寄与することを目的として以下の事業を行っています。

1. 子どもの権利条約に関する事業
2. 子ども相談事業
3. 不通学の児童，生徒，又はホームスクーラー，それらに係わる人々の相談，居場所等の支援事業
4. その他，以上の目的を達成するために必要な事業



子どもの貧困対策の取り組み

無料塾と子ども食堂

特定非営利活動法人NGO未来の子どもネットワーク

具体的な事業内容

- ① 貧困家庭児童・生徒への学習支援及び生活支援
- ② 特別支援教育支援員事業（龍ヶ崎市内の小学校）
- ③ 海外貧困児童支援（現在はカンボジアの子どもたち支援）

貧困の中で大人になっていく
子どもたちの学習支援
「無料塾」

子どもの貧困対策 生活支援
「無料子ども食堂」

目的・理念

生まれた環境に左右されないよう、貧困の連鎖を教育で断ち切る為に、生活困窮者の子ども及びその他の困難を抱える子どもに対して学習の援助と生活支援（無料子ども食堂）を行う。

事業の内容

毎週火曜日と木曜日の17時から21時の間、閉院となった病院を無償で借りて、教員免許を持つメンバーを中心に元家庭教師、大学生や現役会社員などのボランティアによる学習支援を行っています。無料塾に登録している子どもたちは全部で37名（2016年3月現在）。ですが、自転車で来る子どもは雨が降るとお休み、家庭の事情で送り迎えができないとお休み等、様々な理由で塾から足が遠のいている子どももいるので、毎回平均すると15～20名ぐらいの出席です。無料塾は子どもたちが勉強するものを持ってきて、その子どもの進度に合わせて勉強しています。

ほとんどの子どもが、学校から渡されているドリル、ワーク類を持ってきて学びボランティアの先生とマンツーマンで勉強をしていますが、ドリル、ワーク類を持ってこない、あるいは予定していた勉強が終わった子どもは、塾においてある問題集から選んで勉強しているので、問題集、教科書とも使い終わったものを寄付して頂いてとても助かっています。



教科書やドリルの寄付

無料塾・子ども食堂の風景

小学生は17時～19時、中学生は19時～21時ですが、小学生でも兄や姉と帰る子は21時まで塾にいて兄妹を待って一緒に帰っていきます。

兄妹と一緒に来たいからと、5年生以下の子ども何名も塾には来ています。

小さい子どもは、ずっと勉強していると疲れてしまうので、勉強のあとは読書やお絵かき、パズルなどをしてお兄ちゃんお姉ちゃんの勉強が終わるのを待っています。



19時からは無料「子ども食堂」がオープンします。

当団体会員の会費や、フードバンクさん、個人の方々の寄付で頂いた食材を元に、ボランティアの方々が栄養や季節を考慮したメニューを考え、子どもたちに食事を提供しています。



ウィンナーお結びと小松菜スープ

事業のきっかけ

2004年4月に開設した「子ども専用電話」は、茨城県内に住む子どもたちだけでなく、全国にも広がっていきました。そんな電話の中から聞こえてくる子どもの声に、5年ほど前から「家に食べるものがなくて、お腹が空いている」「お金がなくて修学旅行に行かない」などの貧困を訴えるものが増えてきました。苦しい環境に置かれている子どものケースでは「なんで私はこんな家に生まれたの?」「どうせ俺なんて」と自己を肯定できない子どもたちの声が多く、貧困の中で育つ子どもたちの困難さが伝わってきました。お金がなくて周りの子どもたちと同じ物（学校行事に必要な物、流行りの物など）が買えない、季節外れの服を着ている等の理由からいじめられてしまうケースもあります。また、そうした子どもの保護者は夜遅くまで働いているケースが多く、子どもに「宿題はしたの?」などの

声掛けをする時間ありません。

そんな忙しい親をみて、子どもたちも学校への提出物を親に渡さない等、日常生活が困難になっていく世帯が増えつつあることが電話の向こうから聞こえてきました。

親が経済的に困窮していて、しかも忙しくしていると、学校の授業で掛け算が出てくる小学校2～3年生頃から学力に差が始め、4～5年生頃からは、勉強についていけなくなります。

中学生になると更に授業が判らなくなっていき学校がつまらなく思い始め、それが不登校の引き金にもなりえてしまいます。そして、高校進学を諦めてしまうことも多いのです。貧困家庭の子どもであるゆえに、十分な教育が受けられないまま育ち、低収入の職にしか就けず、その子どもの教育も限られ再び貧困生活を余儀なくされます。

そんな「貧困の連鎖」を断ち切ろうと、経済的に恵まれない家庭の小中学生に勉強を教える「無料塾」とお腹を空かせている子どもの無料食事提供を始めました。

(10年間、毎週金曜日に開設していた子ども電話の居場所は、無料塾事業を開始するにあたり2014年に終了)

スタート時の問題

塾を開設するにあたり、最初の問題は場所の確保でした。教科書や文具等を常時置いておける場所が必要でしたが、公の施設では荷物は全て持ち帰らなければならない、困っていました。

そんな時、当団体の活動を紹介した新聞記事を見て、子どもたちの支援にと無償で場所を提供して下さる方が現れ、学習室と子ども食堂の台所を確保出来た事で、この事業を開始できました。

この塾が今実施できている事に、本当に感謝！感謝！

資金について

塾の運営費用は、会員会費や個人の寄付金で賄っています。塾に必要な机や椅子・教科書・参考書・文具、また、子ども食堂の食器や鍋なども寄付金などで購入させて頂きました。

その後、扇風機やストーブ等の季節の電化製品を購入。予算不足の為、棚や電化製品はリサイクルショップで購入。文具等は寄付品で、次第に利用者が増えていく度に子ども食堂の食器類は100均ショップで賄いました。

募集方法

スタート時は対象児童・生徒の把握について市役所の社会福祉課や教育委員会に相談したこともありましたが、個人情報保護や守秘義務など様々な要因で塾の情報を経済的に困窮している家庭に届けるのは難しく、情報の出し方をいろいろと検討しました。結果、一番反応が良かった、大型安売りスーパーやゲームセンター等をお願いして、生徒募集のチラシを、店舗内に置いて貰うことにしました。

チラシ作戦で子どもたちから直接の利用申し込みが増え、開始当初は9人からの出発でしたが、今では市内や近郊の小学5年生から中学3年生の児童・生徒とその弟妹の、37人が登録されています。塾の運営側としては、現在ボランティア35名。内訳は、勉強を教える学びボランティア27名、子ども食堂で食事を提供するキッチンスタッフ8名。35名のボランティアには交通費のみ支給しています。

具体的事例 1.

父と母、男・女・男・男の4人兄弟

6畳と台所の平屋貸家に6人で住んでいる生活困窮世帯。父親は体調が悪く仕事に就けず、母親は深夜の工場で働いています。長男は、母親の務める工場で早朝から夕方まで働き定時制高校に通っています。

深夜働く母親を家族で朝方まで待っているため、長女・次男があまり学校に登校できません。学校は朝電話をして子どもたちを起こしたり、迎えに行ったりと支援をしているが登校には至りません。そんな中、塾には時々下の3人の子どもたちが通ってきてくれます。

長女がまだ小学生だったころは塾に来れば学んでいましたが、最近は塾にもあまり顔を見せません。久しぶりに塾に来た長女は「勉強しない！したってしょうがないもん！高校いかないし…」

末っ子の三男は、今年の4月小学校入学、姉兄を含む家族皆が寝ていて学校に行かない家庭で、6歳の子が独りで起きて学校に行くのは容易ではありません。始めから学校に行かない、行かれない、高校も行かない…この家の子どもたちの未来がまた貧困になる可能性は大です。何とか高校だけは行ってほしい。また、はじめから学校に行かれる状況にないこの子たちの環境をどう支援するのか？この家族との糸は切れてはいない！糸が切れないように家庭訪問の中で移動学習支援や、学校・地域のケースワーカー、民生児童委員と連携を組み、親を含めた世帯へのソーシャルワークをしていき、親が何を抱えているのか解決できる仕組みを早急に作らねばならない事例です。

課題、問題など

無料塾に通う子どもたちとその家庭は生活困窮だけでなく、様々な問題を抱えています。その背景を的確に見極めることが、塾のスタッフに求められます。個人情報管理の管理体制を徹底することは勿論のこと、利用者の安全や安心に配慮して、利用者個々のレベルに合わせた学習支援と生活支援を提供できる体制が必要です。

活動が知られるにつれ、個人からの寄付金や、衣類、文具、食料品が寄せられるようになりましたが、それぞれの世帯に支援するタイミングが難しいです。

世帯に必要なものも買っていいのか？親は他人様の様に、困ったことがあれば塾に伝えてくるだけになってしまう。だからと言って何にもしなければ、困るのは子どもなのです。

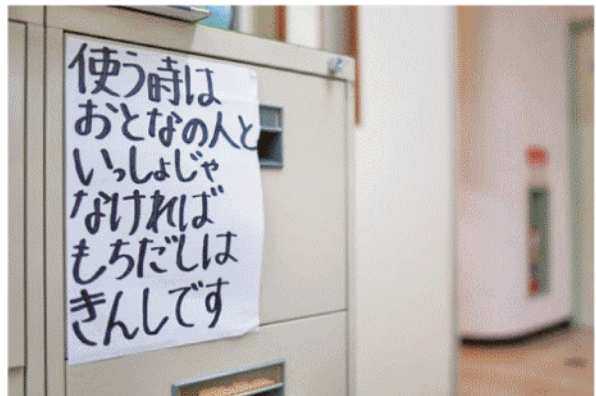
一番の課題は、無料塾に子どもを送迎出来る保護者は少なく（遅くまで仕事をしている、夜間勤務等）、ほとんどの子どもたちが徒歩や自転車で通っており、雨風の強い悪天候の日は欠席する子どもたちが多のが実状です。また、夜遅く子どもたちだけで帰る問題もあります。塾独自の送迎車と専任運転手、それに伴う経費も必要です。



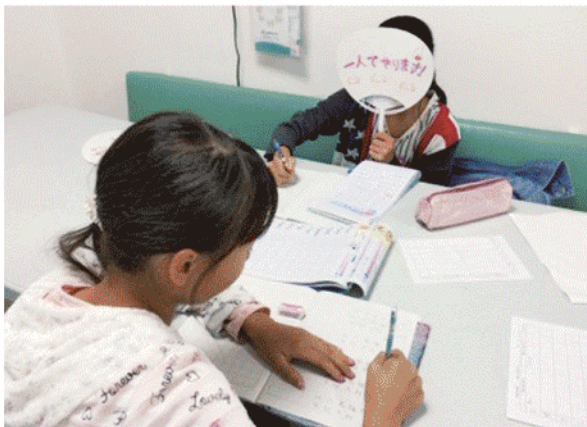
塾内のスリッパはもう一杯だね。



小学生の学場、疲れて寝ている子ども



寄付して頂いた文具、大切に使う



中学生は真剣なので、部屋は静か



今後の展望

2016年新年度からは、学習支援「無料塾」と、生活支援・食事支援「無料子ども食堂」を分けて実施したいと考えています。貧困の連鎖を引き継がない為に、高校進学は、貧困状況下にある子どもたちには必須です。その為現在実施している学習支援の場は継続しますが、その前に学びに至らず今まで抱えてきた“しんどい思い”を整理しなくては前に進めない子どもたちも多くいます。

居場所は、そんな子どもたちの学ぶ前の、困っている事や悩んでいる事を吐き出す場であり、お腹を満たす場として別途必要です。そこで様々な課題を整理できたら、今度は学習支援が必要となってくるのです。

学習支援の「無料塾」を週2回、子どもの居場所「みらさぼ（仮称）」を週2回実施する予定です。週4回の子ども支援には新たに多くのボランティアの方々の助けが必要となりますので、新たな募集活動も行います。

また、「生まれた環境に左右されないよう」支援しようとの思いではあるが、居場所も学習塾も遠くて利用できない子どもたちにとっては、結局住んでいる環境に左右されてしまいます。

そこで2016年度は、週に4日、子どもたちの送迎を始める予定です。

少しずつではありますが、貧困の中で育つ子どもたちの支援の在り方が変化していく年になっていくことでしょう。

今年は、他の地域でもこの様な動きが広がりにつつあります。もっと多くの地域で貧困の中で育つ子どもたちの支援が広がって行くために、ノウハウという程の物ではありませんが、必要であればどこへでも伺い、開設に向け協力させて頂きたいと思えます。

そして、何よりは、私たちの様な子どもの貧困支援活動なんて無くて良い社会、そんな社会の実現を願っています。



ハロウィンパーティーもやったね



夏休み、みんなで夏祭りをしたね

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

住民主体でできる補助金なしの取り組み 学習支援『チャレンジ塾』

団体概要

【団体名】

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
(略称：県社協)

【代表者】

会長 関 正夫

【所在地】

〒310-8586
茨城県水戸市千波町1918
茨城県総合福祉会館2F

【電話番号】

029-241-1133 (代表)

【ホームページアドレス】

<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

【事業概要】

社会福祉法第110条の規定に基づき設置された民間団体です。

県社協は、地域の住民やボランティア、保健・医療・福祉等の関係者、行政機関の協力を得て、福祉のまちづくりを推進し、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です。

《沿革》

- ・昭和26年10月 創立
- ・昭和30年10月 法人認可

住民主体で補助金・委託金にたよらない学習支援モデル事業

目的・理念

ひとり親や経済的な理由などにより、家庭で子の勉強を見ることが出来ない世帯の子を対象に、地域住民（ボランティア）による、地域の子の居場所・学びの場（『チャレンジ塾』という。）をつくり、孤立を防ぐとともに自立を側面的に支援する。県社協自ら学習支援の取組みをモデル的に実施し、事業実施上の課題を把握した上で、市町村社協等に対し情報提供を行うことにより、県内において補助金や委託金に頼ることなく地域住民の志によって広く学習支援事業が展開されるモデルとする。

この取組みに関わるすべての人（子ども、保護者、ボランティアなど）がそれぞれの立場で新たなことに挑むことから『チャレンジ塾』と名付けました。

《『チャレンジ塾』のコンセプト》

- ① 学びのきっかけの場（学校の授業についていけるように自信を持たせたい）
- ② 自ら通える子どもの居場所（家庭・学校以外の地域との関わりの場）
- ③ 保護者への情報提供・保護者の居場所（教育資金等貸付制度やセミナー等の情報提供、保護者同士のサロン）
- ④ 地域の力による支え合い・助け合いによる取組み（自ら通える・地域資源の活用）
- ⑤ （行政補助に頼らない）継続的な仕組みの開発
- ⑥ 地域のボランティアが地元でできる範囲の動きでの仕組みの構築

事業の内容

- ① 『チャレンジ塾』の開催（毎週）
 - ・毎週1回『チャレンジ塾』を開催。
 - ・不定期に通塾保護者のサロンも同時開催。
- ② 季節イベント等の開催（不定期）
 - ・親子での参加を促すことが多い。「里山でのピザづくり・タケノコ掘り体験」、「理科の実験」、「書初め」、「夏期感動合宿」など。
- ③ 学習支援員のスキルアップを目的とした取組みも実施。

『チャレンジ塾』取組のきっかけ

平成24年度に次年度（平成25年）の新規事業検討の際の職員提案がきっかけとなり、生活困窮世帯等に対する学習支援の県社協独自モデル事業として『チャレンジ塾』に取り組むこととしました。

県社協として主体的に運営に関わる期間を平成27年度末までと定め、平成28年度以降は、ボランティアによる全面運営に切り替え、県社協は取組みを広めることにシフトすることを目標としました。



タケノコ掘りもコツがあるんだ

『チャレンジ塾』参加対象・参加費

水戸市内のひとり親世帯、日々の生活に精一杯で勉強を家庭でみることができない世帯の子（小学4年生～中学3年生）を当初の参加対象としました。

参加対象を定めた背景には、小学4年生頃から学習の遅れが顕著になるのではないかとの担当者間の協議により小学4年生からを対象とすることとしました。

また、地元小学校で『チャレンジ塾』の事業説明を行った際、校内での学童クラブは小学3年生までとなっており、結果として小学4年生以降は鍵っ子となる可能性が高いこともわかりました。

『チャレンジ塾』は、補助金・委託金に頼らない住民主体の取り組みとして事業を展開することから、参加する児童・生徒の保護者から、1人1回500円の参加費（初回登録から3回目までの参加費は免除）を徴収し運営経費を賄います。教え手となる学習支援員への報酬はなく、交通費の補助も行っていない。



「とめ」と「はらい」が難しいんだよね

具体的事例

1. 相談経路

『チャレンジ塾』に通塾している中学3年生の保護者から、無事高校に合格し、進学した後も、引き続き、『チャレンジ塾』で中学校までの学び直しをさせてほしいと相談されました。

2. 対応・支援

保護者からの相談を受け、学習支援後に実施している反省会において、学習支援員同士で高校生等の受け入れについて対応を協議した結果、高校進学後も、本人や保護者が通塾を希望した場合、受け入れることとしました。

3. 支援の結果

結果、当該生徒は無事高校に合格することができ、従前どおり通塾し、高校進学後も中学までの学び直しをしています。

この出来事を契機に、『チャレンジ塾』の学びの内容を義務教育課程程度とするものの、対象児童・生徒は中学3年生までに拘らず、年齢に関係なく通塾を希望する世帯や子の状況により、受け入れを判断することとなりました。

これにより、現在は社会人経験のある30代の生徒も在籍し、小学生や中学生、高校生と共に学んでいます。

『チャレンジ塾』は補助金・委託金に頼ることなく、地域で支援の必要な世帯や子（住民）に対して、柔軟に手を差し伸べられるところに良さがあると、保護者、学習支援員と共に実感できた事例です。

課題、問題など

『チャレンジ塾』実施にあたり県社協が心がけたこと

あくまでも課題に気づいた地域住民が主体的に同様の取り組みを行う上で直面する課題等を、県社協自らが感じることができるよう、常に配慮をして事業を展開してきました。

事業を行うなかで見えてきた課題

『チャレンジ塾』の運営を重ねる中で、事業を展開しながら修正できる課題については、その都度対応しておりますが、継続して検討を要する課題も多い状況です。

- ① 開催回数（当初は月1回，平成27年1月～毎週土曜日開催）
 - ⇒ 支援者と会場の確保を如何に担保していくことができるのか。
- ② 経費負担
 - ⇒ 最低限かかる経費（保険料，会場費等）を如何に賄うか。
回数増により，保護者負担も増加します。一方では交通費もなく協力しているボランティアに，必要経費の負担まで求めることは困難です。
- ③ 長期欠席児童・生徒のフォロー
 - ⇒ 欠席の連絡を入れてこない保護者（電話のない世帯への対応を含む）の抱える課題への対応をどうするか。地域のボランティアとして，どこまで関わるのがよいのか。また，できるのか。関係機関との連携の必要性があります。
- ④ 学校，行政，関係団体，民生委員・児童委員との連携及び連絡調整
 - ⇒ 不登校児童・生徒及びネグレクト状態の世帯に対するアプローチは，

ボランティアによる取り組みでは限界があります。特に情報を届けにくい世帯に対してどのようにすれば情報を届けることができるのか。関係者が包括的に対象世帯と関わり自立に向けた支援を行う必要があります。

- ⑤ 児童・生徒と学習支援員のマッチング
 - ⇒ 長期的な視点で関わりを継続していく上で，その都度のマッチングでよいのか。
- ⑥ 運営支援の担い手の育成
 - ⇒ 継続した取り組みとなるための鍵になります。

今後の展望（その1） 〈担当の気づき〉

- ① 「生活困窮者」という表現の難しさ
 - ⇒ 関係者が偏見の目にさらされないような配慮も必要です。
- ② ひとり親の子ということにとらわれ過ぎないことが必要です
 - ⇒ ひとり親の子よりも両親共働きの子のほうが，親や地域との関わりが薄いケースもあります。また，私塾と『チャレンジ塾』の違いはどこにあるのか，運営者は学習支援員と共に考える必要があります。
- ③ 対象者を限定しすぎないことが大切
 - ⇒ 対象者を年齢で区切らず，学びの内容を義務教育程度までとすることで，学び直しが必要な高校生や引きこもり成年等の社会につながるきっかけ（接点）にもなる可能性を秘めています。
- ④ 世帯全体の支援のきっかけとすることが出来る。
 - ⇒ 生活支援では抵抗を示す世帯であ

っても、子の学習支援であれば受け入れられる場合があり、関係先と連携し、包括的対応を図れる可能性を秘めています。

⑤ 学習支援をキーワードに人がつながる可能性がある

⇒ 地域には、子に関わりたい、直接的な学習支援ではなく、運営を手伝いたいという方もいます。また、最初からボランティア募集を前面に出すと敷居が高く感じる住民もいます。

⑥ 教員免許所持者や教員志願者だけではなく、運営には多様な人材が必要です。

⇒ 地域の多様な人材が関わることで、学習支援に厚みが増します。特に、現役の会社員や企業OB、主婦など、その存在が子どもたちにとって社会性を身につける上でのキーマンになり得ます。

⑦ 教える側・教わる側の一方的な施しではない、共育の場となる可能性があります。

⇒ 通塾児童・生徒の保護者が、運営の協力者となったり、他の児童・生徒に学習支援を行ったりと、塾を通じて一方通行ではない関係づくりができ、相互の共育の場となりえます。また、ボランティアも児童・生徒に接することで多くの学びと充実感を得ています。

学習支援は生活困窮世帯を支援する一助に過ぎず、実際に取り組むとなると、一定の労力、時間、資金が必要です。



わからないことはきいてね

今後の展望(その2) 〈担当の思い〉

生活困窮世帯の抱える課題は複雑且つ多岐にわたり、学習支援以前に生活支援が必要な世帯も存在します。例えば、生活改善の一步として通塾児童・生徒に対し、食を含めた支援が必要な場合もあり得ます。この場合、食事に関しては、社会福祉法人が運営する施設に地域貢献の一環として食事の提供を求めたり、地域によっては、ボランティアと連携し「おにぎりどけ隊(仮称)」を結成したりするなど、活動の創出も必要です。

社協などが『チャレンジ塾』のような取り組みを展開しようとする場合、学生が自主的に行っている学習支援と連携すること、また、これらの取組を応援したいとする地域の人達を結びつけることは、取り組みを広める上で、非常に有効な手法となり得ると思われます。学生と地域の担い手を社協が結び付けることができれば、学生が代替わりしながら県内各地域で継続的に学習支援が展開されるようにもなります。この方法が確立できれば、全県下に取組が広がっていくことが期待でき、どの地域でも学習支援が受けられる環境が整うものと思われます。

また、行政からは、情報収集・提供、場

所や資機材の確保・提供等の支援が得られれば、より良い支援を行うことが出来ると考えます。具体的には、ホームページや広報紙等により、運営者、学習支援員、児童・生徒の募集、不要となった教科書の提供の呼びかけ、公民館等公共スペースの無償開放、放置自転車（移動手段を持たない世帯への自転車貸与）の利活用などです。公共施設の利活用が困難な場合は、地元企業や社会福祉法人等の有するスペースの提供の働きかけに協力していただければ助かります。

また、補助等をする場合には、対象者の要件をあまり限定せず、柔軟なものとすることを希みます。

最後に、学習支援は、地域の人的、物的多様な資源が結び付き、一体となって支援に関わることで、息の長い仕組みづくりができるものと考えます。

生活困窮世帯が単独で負の連鎖を断ち切ることは難しく、地域にないサービスやつながりを創り出しながら、「地域ぐるみで生活困窮世帯の自立支援に関わる仕掛け」を作っていくことが重要ではないかと思っています。



どうして浮いたり沈んだりするの?? (浮沈子の実験)

今後の展望(その3) 〈地元の社会福祉法人の公益活動へ〉

『チャレンジ塾』はモデル事業であり、新たな運営主体の確立が課題でした。当初、平成28年度以降は、当事業に関わったボランティアに、その運営のバトンをつなぐ計画でしたが、学習支援については積極的に関わっても、運営そのものを牽引できるボランティアを育てることは苦慮していました。

そのような中、平成27年12月、『チャレンジ塾』を開催している地元小学校区内にある社会福祉法人から、平成28年4月以降、法人の公益活動の一環として、運営を引き受けたいとの申し出がなされました。この申出以降、引受先となる法人と協議を重ねる一方、並行して通塾している児童・生徒、保護者、学習支援員並びに関係機関等に説明を行った結果、名称、コンセプト、(引継ぎ当初は)開催場所もそのままに、社会福祉法人が取り組む地域における公益的な活動の一環として新たな“チャレンジ”をすることとなりました。

県社協としては、今後はこれまでのチャレンジ塾の運営で得たノウハウを、広く提供するなどし、地域における自主的な学習支援事業の、県内各地への拡大を推奨していきたいと考えています。

地域福祉活動実践事例集

発行年月日 平成28年3月31日

発行者 社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

〒310-8586 水戸市千波町1918

TEL:029-241-1133 FAX:029-241-1434



本誌「地域福祉活動実践事例集」は、
共同募金の配分金を一部活用し、作製しております。